

Discussion Paper No. 430

ニュージーランドの GST
-2000 年代以降の議論の動向と課題-

中央大学経済学部
篠原 正博

September 2026



INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH
Chuo University
Tokyo, Japan

ニュージーランドの GST¹

－ 2000 年代以降の議論の動向と課題－

篠原正博（中央大学経済学部）

【目次】

はじめに

I． GST の税収の状況

II． McLeod Review

1． 報告書の目的

2． GST に関する見解

III． Victoria University of Wellington Tax Working Group

1． 報告書の目的

2． GST に関する見解

IV． Tax Working Group

1． 報告書の目的

2． GST に関する見解

V． Inland Revenue

1． 報告書の目的

2． GST に関する見解

VI． GST の逆進性

1． 短期的視点と長期的視点

2． GST の負担構造

3． 逆進性対策を巡る諸議論

4． 過去の逆進性対策

5． 逆進性対策と所得階級別負担構造

VII． 物価対策と GST

1. 2023 年総選挙と GST

2. 労働党の食料品非課税案をめぐる議論

VIII． 人口高齢化と GST

1． 財務省による長期財政見通し

2． 高齢化と税制改革

おわりに

参考文献

¹ 本稿は、篠原正博（2023）,「ニュージーランドの GST－現代的課題－」 *IERCU Discussion Paper*, No.383, 中央大学経済研究所を改題し、大幅に加筆修正したものである。

要旨

筆者は、篠原（2021a;2021b）において、GST 導入の背景および導入時における制度設計の議論を明らかにした。そこでは 1980 年代の議論が中心であったが、本稿では以上を踏まえて、2000 年代以降における GST の議論に焦点を当て論点を整理したい。その際、もっぱら 2000 年代に入ってから公表された 4 種類の報告書（McLeod(2001a;2001b)、Victoria University of Wellington Tax Working Group（2010a;2010b）、Tax Working Group（2018b;2019）、Inland Revenue(2026)）に注目する。これらの報告書では、広く国民の意見を聴取したうえで、GST の課題がまとめられ、それに対する見直し案が提示されている。また、税務当局の立場から GST の制度細部に関する課題提起がなされ、パブリックコメントに付されている。

政府報告書での議論およびその後の税制改正の動向を概観すると、税制改革における BBLR の基本理念の下で、GST については単一税率および課税ベース拡大の方針が堅持されている。経済のデジタル化に伴う制度変更もこの方針に沿ったものであり、基本的制度設計の大枠は導入時点のものから大きく変化していないと言える。導入以降、意見公募を目的とする報告書が内国歳入庁により度々公表されており、そこに寄せられた意見を制度改正に反映する努力が行われている。長期的視点からは、人口の高齢化等の要因に伴う歳出の増加に対して、税制がどのように対応するかが重要な論点である。GST の増税を行う場合、逆進性への対応が不可避の課題となろう。

ニュージーランドはイギリス連邦に属しているが、GST の制度はイギリスをお手本とすることなく、むしろ反面教師として設計された。同国が採用した「広い課税ベースかつ単一税率」の優位性は、イギリスの付加価値税制を検討したマーリーズ・レビューでも指摘されている。

ニュージーランドの GST は諸外国の付加価値税の制度形成に大きな影響を与えてきており、また将来的にも与えるであろうことが予想される。したがって、今後もその動向を注視する必要がある。

はじめに

本稿の目的は、ニュージーランドの GST に関して、2000 年代以降の議論の動向と課題を概観することである。

篠原（2021a;2021b）において、GST 導入の背景および導入時における制度設計の議論を明らかにした。そこでは 1980 年代の議論が中心であったが、本稿では以上を踏まえて、近年における GST の議論に焦点を当て論点を整理したい。その際、もっぱら 2000 年代に入ってから公表された 4 種類の報告書（McLeod(2001a;2001b)、Victoria University of Wellington Tax Working Group（2010a;2010b）、Tax Working Group（2018b;2019）、Inland Revenue(2026)）に注目する。これらの報告書では、広く国民の意見を聴取したうえで、GST の課題がまとめられ、それに対する見直し案が提示されている。また、税務当局の立場から GST の制度細部に関する課題提起がなされ、パブリックコメントに付されている。

本稿の構成は次の通りである。まず、GST 導入後の税収の推移を眺め、現状を他の OECD 加盟国と比較する（第 I 節）。次いで、4 種類の報告書での GST に関する議論を概観する（第 II 節～第 V 節）。さらに、逆進性の問題を詳細に検討し（第 VI 節）、物価対策（第 VII 節）、および人口高齢化と GST（第 VIII 節）との関連性について考察する。

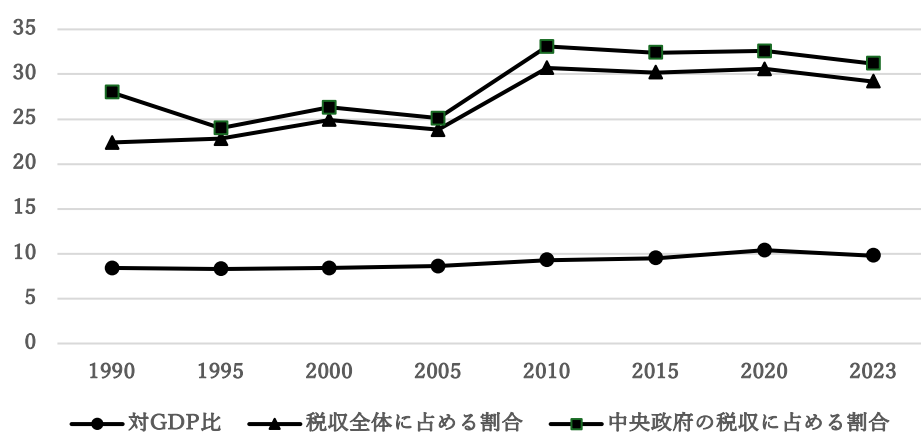
I. GST の税収の状況

GST の税率は、導入当初は 10%であったが、1989 年に 12.5%に、2010 年には 15%に引き上げられ現在に至っている。このような税率の推移を踏まえて、GST の税収の推移を見よう（図 1）。対 GDP 比は、1990 年に 8.4%であったが、2010 年以降上昇し、2023 年には 9.8%となっている。税収全体に占める割合および中央政府の税収に占める割合も同様な動きを示す。税収全体に占める割合（中央政府の税収に占める割合）は、1990 年の 22.4%（28%）から 2023 年に

は 29.2.%（31.2%）へ上昇している。

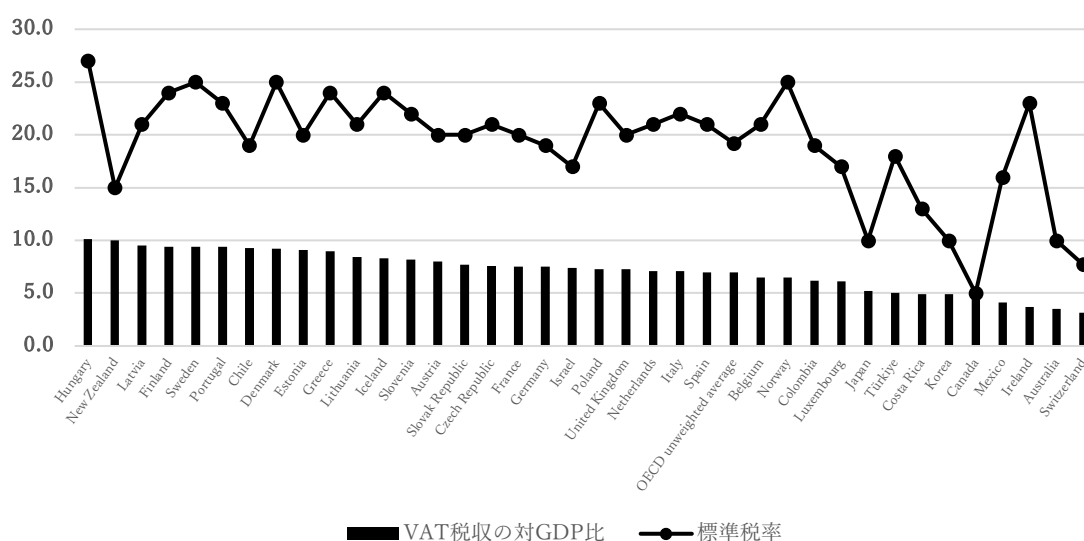
図 2 では、2020 年における OECD 加盟国の VAT（Value Added Tax:付加価値税）税収の対 GDP 比および VAT の標準税率を示している。ニュージーランドの標準税率は 15%と相対的に低いにもかかわらず、税収の対 GDP 比は 10.0%でハンガリー（10.1%）に次いで高くなっている。

図 1 GST の税収の推移（単位：%）



（出所）OECD, *Revenue Statistics* より作成。

図 2 VAT 税収の対 GDP 比および VAT の標準税率（2022 年、単位：%）



（出所）OECD(2024)より作成。

II. McLeod Review

1. 報告書の目的

McLeod Review (McLeod(2001a;2001b)) は、Robert McLeod (当時アーサー・アンダーセンニュージーランドの代表パートナー) を委員長とする合計 5 人の委員から構成される委員会によって、2001 年に作成された報告書である。

委員会の任務は、(1) 当時のニュージーランド税制の構造および社会・経済目的 (国家の安全保障、質の高い雇用の確保、適正な所得分配の実現、持続可能な環境の維持、貯蓄率の促進) に対する税制の効果を検討すること、(2) 税制の見直しを検討すること、(3) 財務大臣 (Minister of Finance)、内国歳入庁長官 (Minister of Revenue) および経済発展大臣 (Minister of Economic Development) へ報告書を提出し、それを国会に報告すること、であった。

1980 年代後半の労働党政権における改革以降²、ニュージーランドでは課税ベースを拡大し税率を引き下げる租税政策 (BBLR: Broad Base Low Rates Approach) が継続して採用されている。委員会は、それが成功しており、課題は依然として残されているものの、抜本的な改革は必要ないとしている。

2. GST に関する見解

GST に関して国民から提出された意見は、食料品のような生活必需品の非課税、金融サービスや輸入サービスの課税、逆進性、GST の廃止および金融取引税 (Financial Transaction Tax) への代替などであった。これらに対して報告書で示された見解は以下のとおりである³。

(1) GST は課税ベースが広くて低税率であり、公平かつ効率的な税である。したがって、大きな変更は必要ない。

(2) GST の逆進性は誇張されている。GST の負担は、中所得層の約 80% に

² 1980 年代後半の労働党政権下における税制改革については、篠原 (2021a) を参照。

³ Mcleod, et al.(2001a), pp.46-48 および pp.56-57. Mcleod, et al.(2001b), p.35 および pp.36-37。

においてほぼ比例的である。

(3) 逆進性の対応策として、複数税率の導入、食料品や家庭用燃料の非課税を行っても負担構造に大きな変化はなく、効率性の阻害および納税協力費用の増加をもたらすのみである。

(4) 逆進性に関しては、社会保障給付や所得税で対応されるべきである。

(5) 現在、非課税とされている金融サービス、および外国企業から消費者に直接販売される輸入サービスに関しては、課税対象とするよう検討を継続すべきである。

(6) GST に代えて金融取引税を導入することは支持しない。金融取引税は金融機関の特定の勘定からの資金の引き出しに対する税であり、その経済効果は引き出された資金の利用、すなわち財・サービスの購入に対する課税と同じである。しかしながら、金融取引税は GST と異なり税が累積する。このことを、アイスクリームを製造・販売する企業の例で説明しよう（表 1）。例 1 では企業が自らの販売チェーンを有するのに対し、例 2 は企業が小売店を通して販売するケースを想定する。このとき金融取引税が課されたとすると、企業の産出高が同じ 200NZ ドルであったとしても、実効税率は、例 1 では 7.5%、例 2 では 11.25% であり、取引回数が多くなるほど上昇する。税の累積は、①金融取引税の負担構造をあいまいにする、②税収見積もりが困難である、③企業に取引回数を減らす誘因を与える、などの問題を発生させると考えられる。

表 1 金融取引税の仕組み

例 1			例 2		
取引段階	資金の引き出し	納税額	取引段階	資金の引き出し	納税額
仕入れ	100 ドル	5 ドル	仕入れ	100 ドル	5 ドル
消費者への販売	200 ドル	10 ドル	小売業者への販売	150 ドル	7.50 ドル
			消費者への販売	200 ドル	10 ドル
実効税率	7.5% (5 ドル + 10 ドル) / 200 ドル		実効税率	11.25% (5 ドル + 7.50 ドル + 10 ドル) / 200 ドル	

(注) 税率は 5% と仮定。

(出所) McLeod(2001a), pp.50-51 を参考にして作成。

Ⅲ. Victoria University of Wellington Tax Working Group

1. 報告書の目的

Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010a) は、2009 年 5 月にウェリントンにあるヴィクトリア大学ウェリントン会計・ガバナンス・税制研究センターに、財務省および内国歳入庁の協力の下に設けられた税制検討委員会 (Tax Working Group: 以下 TWG) により作成された報告書である。ワーキンググループは、Bob Buckle ヴィクトリア大学教授を座長として、実務家、研究者、ビジネス関係者、役人 (財務省、内国歳入庁) を含む 21 人の多彩なメンバーから構成された。

TWG の目的は、(1) 当時の税制の問題点を確認すること、(2) 望ましい税制とはどのようなものか示すこと、(3) 改革の選択肢としてどのようなものがあるか考察すること、(4) 改革の選択肢の長所および短所を評価すること、であった。

TWG が考える望ましい税制の条件は、以下の 6 点であった⁴。

(1) 効率および成長

税制は効率的で、できる限り成長を妨げないことが望ましい。

(2) 公平 (equity) と公正 (fairness)

税制は公正でなければならない。また、税の負担は公平 (水平的公平および垂直的公平) でなければならない。

(3) 歳入の十分性 (revenue adequacy)

税制は、政府支出を賄うための十分な財源を提供しなければならない。

(4) 歳入の完全性 (revenue integrity)

税制そのものが維持可能で、政府へ持続的に財源を提供しなければならない。また、租税回避や租税裁定 (tax arbitrage) の機会を最小にしなければならない。

(5) 簡索性

⁴ Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010a) ,p.15.

税制は簡素で、納税協力費用および税務行政費用はできるだけ小さいことが望ましい。

(6) 整合性 (coherence)

改革の個々の選択肢は、税制全体の目指す方向性と一致していなければならない。

以上のような望ましい税制の条件に基づき、委員会はニュージーランド税制の制度設計に際し、基本的な枠組みとして BBLR アプローチを採用することが適切であると考えた。

2. GST に関する見解

報告書では、ニュージーランドの 2010 年度税制改革の基本的方向性が示された。2010 年度改革では BBLR アプローチに基づき所得課税の課税ベースの拡大（減価償却や過小資本税制の見直し）および税率引下げ（所得税率および法人税率の引き下げ）が実施されたが⁵、それに伴いネットの税収損失が見込まれたため、財源調達の一手段として GST の税率引き上げ（12.5%→15%）が行われた。

所得課税を減税し消費課税である GST を増税した背景には、経済成長を促進する意図があった。GST は、貯蓄を阻害しない。また、GST では比例税率が採用されるため、累進税率で課税される所得税と比較して労働供給に対する影響が小さい。したがって、所得課税から消費課税への転換は、経済成長に対してプラスの影響を与えると考えられた。さらに、単一税率の下で税率が上昇するだけだから、納税協力費用および税務行政費用に対しても重大な影響を与えないと予測された。

このように、効率性および簡素性の観点からのメリットを有する一方、問題点として、過去に貯蓄して資産を蓄積している者（特に高齢者）がその資産を消費した場合により高い負担を被ること、および負担の逆進性が指摘された。

⁵ 2010 年度の税制改革に関しては、篠原（2012）参照。

後者に関して報告書は、GST の負担構造は生涯所得に対する割合で測定することが適切であること、生涯所得の代理変数として実際の消費額が適切であること、消費額に対する GST の負担割合はすべての所得階層においてほぼ比例的であることを示した。

GST の負担構造を長期的視点からとらえ、生涯所得に対する割合に注目すると逆進性は緩和されるが、短期的視点からある一時点の所得に対する割合で見ると、逆進性は依然として問題となる。そこで、GST の税率引き上げに伴い当面発生すると予想される逆進性に関して、生活必需品を非課税とすることが検討された。仮に食料品を非課税にすると、負担構造に大きな変化は見られないが、食料品は GST の課税ベースの 20.1% を占めるため、税収損失が大きいと予測された⁶。

結局 TWG は、GST の課税ベースを狭くすると、公平性（逆進性緩和）に対する効果は限定的であるにもかかわらず、効率性を低下させるとともに納税協力費用および税務行政費用を増加させるとして、GST の税率引き上げに伴う逆進性の問題に関しては社会保障給付等に対応すべきことを勧告している。所得税の最低税率の引き下げは、低所得者のみならず高所得者にも便益を与えるので、非効率でかつ税収の損失が大きいとした⁷。

以上に加えて、TWG は GST の課税ベースを金融サービスや居住用住宅の家賃（持ち家の帰属家賃、賃貸住宅の家賃）に拡大する可能性についても検討した。金融サービスに関しては、サービスの評価が困難であること、持ち家の帰属家賃については、その金額を測定することが困難なこと、および流動性制約（納税のための現金が十分でないこと）が問題であるとしている。賃貸住宅の家賃については、新たに賃貸住宅を建築する場合、そのサービスは家賃に反映されるから課税対象とすべきであるとする⁸。

⁶ Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010b) ,p.13.

⁷ Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010a) ,p.47.

⁸ Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010a) ,p.48 参照。住宅家賃を課税対象に含める議論は、GST 導入時において設けられた諮問委員会の答申においても見られる。篠原（2021b）参照）。

IV. Tax Working Group

1. 報告書の目的

アーダーン政権の下で、ニュージーランドの将来の税制のあり方を検討するために 2018 年に Tax Working Group（以下 TWG）が設けられた。TWG は元ニュージーランド副首相の Sir Michael Cullen を委員長として、税金の専門家（実務家）、研究者、民間企業関係者、マオリ社会の専門家などの合計 11 名の委員から構成された。2018 年 5 月から 6 月までの 2 ヶ月間、国民から意見が聴取された後、同年 9 月には中間報告書（Tax Working Group (2018b)）が、2019 年 2 月には最終報告書（Tax Working Group (2019)）が公表された。

TWG への諮問に際して、政府が税制の目標として念頭に置いていたのは次のような事柄であった⁹。

- ・ 効率、公平、簡素な税制
- ・ 長期における経済の持続可能性および生産性を促進する税制
- ・ 政府支出のための持続可能な財源を提供する税制
- ・ すべての所得と資産を、公正かつ公平にまた効率的に扱い、住宅取得能力に特別な配慮を行う税制
- ・ 個人と家族に対する累進課税および社会保障給付
- ・ 簡素で整合的に運営される税制

以上を踏まえて、政府から TWG に諮問されたのは¹⁰、①税制が納税者の所得、資産との関連で公平に運営されているかどうかの検討、②税制が生産的経済と投機的経済との間の適正なバランスを促進しているかどうかの検討、③税制をより公正かつ公平で効率的なものとする変更についての検討、④企業、信託、個人の相互関係の観点からの所得税制の整合性の検討、であった。

TWG のより具体的な検討項目は¹¹、①今後 5 年間から 10 年間における経済

⁹ Tax Working Group (2018c), p.53.

¹⁰ Tax Working Group (2018c), p.53.

¹¹ 以下、Tax Working Group (2018c), pp.53-54。

環境の変化、②キャピタル・ゲイン税（持ち家は除く）および土地税（持ち家の建っている土地は除く）、その他住宅関連税制のあり方、③小規模企業に対して低税率で課税する累進企業税の是非、④長期的に環境および生態学的観点からプラスの効果をもたらす税制のあり方である。逆に検討項目から外れたものは、①所得税率や GST 税率の引き上げの是非、②相続税、③持ち家およびその建っている土地に対する課税のあり方、④個人所得課税と社会保障給付の相互関係、であった。

2. GST に関する見解

(1) 国民の意見

GST に関して、個人から約 1,200 件、組織および研究者からは 60 件の意見書が提出された。それぞれの詳細は、表 2 で示されるとおりである¹²。個人からは、税率および非課税に関するものが中心で、オンライン・ショッピング（ネット通販）で購入された財に対する課税を主張する意見も見られた。組織および研究者の意見の多くは、非課税措置を拡大すべきか否かに関するものであり、28 件が非課税を拡大することに賛成（対象は、食料品、飲料品、健康食品、土地開発、地方税であるレイト、林業、医療・教育サービス等）、30 件が反対であった。

表 2 GST に対する国民の意見

	個人	組織および研究者
税率	① 税率引下げに賛成 ・ 低所得者を支援すべきである。 ・ 生計費の負担を軽減すべきである。 ② 税率引上げに賛成 ・ GST は税収を確保する効率的な手段であるから、所得税を減税して GST を増税すべきである。	① 税率引下げに賛成 ・ GST は逆進的である。 ・ 低所得者を救済し、税制が累進的となる。 ・ 税率引下げに伴う税収損失は、資本課税や金融取引もしくは金融機関に対する税で補償すべきである。 ② 税率引上げに賛成 ・ GST は効率的な税であり、GST の税率引上げは追加的税収を得るのに最適な手段である。

¹² Tax Working Group (2018h ; 2018i) 参照。

		・社会経済情勢の変化に伴い必要とされる増税は、GST で対応すべきである。 ・GST の逆進性は社会保障給付で対応すべきである
非課税	①非課税に賛成 ・生活必需品（野菜・果物、公共料金、生理用品）は非課税とすべきである。 ・健康的な食事の促進、貧困の軽減、国内の事業支援のために非課税措置は必要。 ・グッズ（goods）ではなくてバズ（bads）に課税すべきである。 ②非課税に反対 ・特定の財を非課税にすることは、税務行政費用を上昇させる。 ・貧困者を支援するシステムとしては、社会保障給付の方が優れている。 ・課税と非課税の線引きが困難である。 ・GST の強みは、包括性と租税回避が困難なことにある。	①非課税拡大に賛成 ・低所得者の支援、不公平の縮減、税制の累進度向上に役立つ。 ・健康食品の非課税により、国民の健康が促進される。 ・特定の産業（木材産業）や土地開発の促進に資する。 ・地方税であるレイトの非課税により、税の累積が是正される。 ・非課税のメリットがデメリット（徴税費の増加）を上回る。 ②非課税拡大に反対 ・非課税は課税ベースを狭くする。 ・納税協力費用および税務行政費用を増加させる。 ・低所得者よりも高所得者により多くの利益を与える。 ・国民の健康促進は、他の手段により対応すべきである。 ・一旦導入されると、非課税への要求が拡大する。
金融サービス	—	①金融サービスへの課税に賛成 ・金融活動税の導入や一部の金融サービスへの課税を検討すべきである。 ②金融サービスへの課税に反対 ・技術的に困難である。 ・退職後の貯蓄に悪影響を与える。 ・金融活動税は不公平である。
居住用住宅	—	・居住用住宅の家賃に対する現在の GST の対応（非課税）は適正である。 ・家賃を非課税にすると、賃貸住宅の建設を外部に委託しないで自らが行うインソーシングの誘因が働く。
その他	・消費は支払い能力を最も適切に反映する。 ・逆進的で不公平だから GST は廃止すべきである。 ・オンラインで購入された財に課税すべきである。	—

（出所）Tax Working Group (2018h；2018i)より作成。

（2）報告書の結論

以上のような国民の意見に耳を傾け、TWG は GST の税率、非課税、金融サービス、金融取引税、低価格の輸入財（low-value imported goods）に関して検

討を行っている。このうち税率および非課税は逆進性と関連するが、逆進性についてはV節でより詳細に取り上げる。

① 税率・非課税

TWG は、国民が GST の逆進性に関心を持っていることは認識しているが、税率の引き下げと非課税の拡大には賛成しない。その理由として挙げられるのは、以下の点である¹³。

- ・逆進性に対応する手段としては、税率引下げや非課税の拡大よりも、低所得層を対象とする社会保障給付の増加、低中所得層を対象とする所得税の見直しの方が効果を期待できる。

- ・非課税の拡大は高所得者にも便益を与える。

- ・課税・非課税の線引きが困難であり、納税協力費用を増加させる。

- ・特定の財・サービスに対して非課税の対象を増やすと、類似の財・サービスに対する非課税の要求が高まる。その結果として非課税の対象が拡大すると、GST の課税ベースが浸食され、失われる税収を補償するために他の税の増税が必要となる。

- ・税率引下げの便益が消費者に転嫁されるかどうか明らかでない¹⁴。

② 金融サービス¹⁵

金融サービスに関しては、事業者に対するサービスはゼロ税率の対象であり¹⁶、仕入れに係る税額の控除が認められるが、消費者に対するサービスは非課税

¹³ Tax Working Group (2018b), pp.86-89、Tax Working Group (2019), p.104 参照。

¹⁴ 非課税および税率引下げの効果は、一般に、市場条件および需要・供給の価格弾力性に依存する。特定の財・サービスを対象とした税率引下げの帰着に関しては、制度設計の具体的な中身に依存する。ニュージーランドでは過去に特定の財・サービスを対象とした税率引下げを実施した経験がないため、評価が困難である。以上、Tax Working Group (2018e) 参照。

¹⁵ 以下は、Tax Working Group (2018b), pp.89-90、Tax Working Group (2019), Vol.1, p.105、Tax Working Group (2018d), pp.11-12、Tax Working Group (2018j) 参照。

¹⁶ GST 導入当初、金融サービスは原則非課税で、ゼロ税率の対象は、旅客・貨物輸送に関わる保険サービスに限定されていた（篠原（2021b）参照）。しかしながら、2006年1月1日以降、一定の条件を満たす登録事業者間（B to B）の金融サービスの供給はゼロ税率の対象とされている。これは、以下で示すような、非課税により生ずる税の累積、内製化のバイアス、納税協力費および税務行政費の増加に対処する措置であった（詳細は、Policy Advice Division of the Inland Revenue department (2002) 参照）。

であり、金融機関は仕入れ（e.g. 賃貸料、広告、コンピューター）に係る税額を控除できない。消費者に対する金融サービスが非課税な理由は、金融機関の提供する個々の取引におけるサービスの付加価値を把握するのは困難だからである。例えば、銀行取引において金融サービスの付加価値は貸付利子と預金利子の差額（マージン）として計算されるが、個々の取引におけるマージンを捕捉するのは容易ではない。

消費者に対する金融サービスが非課税であることにより、効率性の低下、水平的不公平、税収損失、納税協力費用および税務行政費用の増加などの問題を発生させる。

（a）効率性の低下

仕入れに係る税額が控除されないことにより、金融機関は業務を外部委託するのではなく自ら行う内製化（in-source）のバイアスが働く。また、このようなバイアスは、垂直的統合の誘因を発生させる。さらに、金融サービス非課税は、消費者に他の財・サービスよりも金融サービスを利用する誘因を与えることになる。

（b）水平的不公平

金融サービス非課税により、金融サービスの消費に補助金を与えることになる。したがって、課税される他のサービスとの間で水平的不公平が生ずる。垂直的公平に関しては、金融資産・負債をより多く有するのは高所得者層であるが、金融機関が多くのマージンを得るのは低所得者層に対する金融サービスである。したがって、非課税の便益の帰着について明らかにすることは困難である。

（c）税収損失

非課税は税収損失を招く。報告書が公表された段階では税収損失の規模は明らかにされていないが、隣国オーストラリアでは、2016年度において GST 税収の 5.1% に相当するとの推計結果が紹介されている。

（d）納税協力費用および税務行政費用の増加

金融機関が消費者と事業者の両方にサービスを提供する場合、非課税サービ

スと課税サービスのそれぞれに対応する仕入れの線引きを行わなければならない。この作業は容易ではなく、金融機関と税務当局の事務負担が大きい。

金融サービス非課税は以上のような問題点を含んでいることから、TWGは課税が望ましいとして、課税方法に関するいくつかの選択肢（キャッシュ・フロー法、マージン法、金融活動税、部分的金融活動税）を検討している。

（イ）キャッシュ・フロー法

GSTの登録事業者が金融サービスを提供して受け取るすべての現金(inflow)は売上げとみなされ課税対象となる。一方、金融サービスに関連して支払うすべての現金(outflow)は仕入れとみなされ、それに係る税額が控除される。

例えば、家計が銀行に預金をする場合、銀行の受け取る預金は inflow で課税され、引き出す場合、預金高に利子を加えた金額が outflow で税額控除の対象である。逆に家計が銀行から貸し付けを受ける場合、銀行の貸付額は outflow で税額控除され、銀行が貸付の返済を受ける場合、貸付額に利子を加えた額が inflow で課税の対象となる。

（ロ）マージン法

GSTの登録事業者の金融マージンに対して課税される。

（ハ）金融活動税（Financial Activities Tax）

金融機関の利潤と賃金に対して課税される。これは加算法による付加価値に対する課税である。

（二）部分的金融活動税

金融機関は、消費者に対して提供されるサービスに関わる利潤と賃金に対してのみ課税される。

それぞれの長所および短所は表3で示されるとおりである。TWGは、金融活動税は簡素で海外での導入事例もあるが¹⁷、①税の累積が発生することにより、実効税率が上昇し水平的不公平（金融サービスを利用する企業により提供される財・サービスと利用しない企業により提供される財・サービスとの間）を発

¹⁷ 海外の事例の多くが、金融機関が従業員に支払う賃金に対する課税（賃金税）である。金融調査研究会（2016）,7-8頁参照。

生させること、および企業が金融サービスを利用することを抑制し効率性の低下を招くこと、②企業の資本コストを上昇させ生産性と賃金上昇を抑制すること、などの問題点を指摘する。したがって、導入を勧告しないとする。金融活動税以外の３種類の選択肢については、制度が複雑で海外の導入事例がないという理由で、ニュージーランドでの導入にはリスクがあるとする。さらに、すべての選択肢に関して、国民が海外の金融機関と直接取引を行うことにより税を回避するリスクがあり、ニュージーランドの主要な金融機関は外国資本であることがこの現象に拍車をかける可能性が高いとしている。

結局 TWG によれば、金融サービスはニュージーランド国内で消費されるから、原則として課税を支持するが、実現可能で有効な選択肢を特定することができない。また、金融サービスの課税にともなう事務負担は非課税のそれを上回ると予想される。したがって、当面、海外の動向を見守るべきであるとしている。

表 3 金融サービス課税の選択肢の比較

	長 所	短 所
キャッシュ・フロー法	・ GST の正確な税額を計算可能 ・ 仕入れ税額控除が適用され、税の累積が回避される、	・ 納税協力費用が高い。 ・ 制度移行期に問題が発生する（制度導入前に預金をしていた者に偶発的利益を、借入れのある者に偶発的損失を与える）。 ・ cash outflow を操作することにより税額控除を大きくして、納税額を減らせる可能性がある。
マージン法	・ 金融マージンが適正に測定されれば、GST の正確な税額が計算可能。 ・ キャッシュ・フロー法と比較して GST の支払いが円滑。移行期や租税回避の問題が軽減される。	・ 金融マージンの測定が前提であり、納税協力費用および税務行政費用が高い。 ・ 金融マージンの正確な測定は困難で、過剰課税もしくは過小課税となる。
金融活動税	・ 他の選択肢よりも制度が簡素である ・ 海外で導入している国がある	・ 企業に対して金融サービスが提供される場合、企業は仕入れに係る税を控除できず、税が累積する。 ・ 企業の借入れコストの上昇につながり、投資を抑制し、資本集約度が低下する。

		・資本集約度の低下は、生産性と賃金上昇にマイナスの影響を与える。
部分的金融活動税	・金融サービスに対する GST 課税の代理手段となる。	・消費者に対して提供されるサービスに関わる部分の利潤と賃金の配分が困難で、金融機関の負担が重い。 ・課税のための費用が消費者に転嫁されなければ、実質的に税が累積する。

（出所）Tax Working Group (2018j)より作成。

③金融取引税¹⁸

金融取引税は、投機的取引を抑制し、金融市場の不安定性を軽減することを目的として、金融機関による金融商品の売買（譲渡）に課税される。したがって、金融サービスの消費に対する税であると考えることができる。

金融取引税の経済効果としては、以下のような事柄が指摘される。

（a）市場の不安定性

金融取引税の課税は、取引費用を増加させ取引を抑制する効果を有する。しかしながら、金融取引税によって抑制される取引がすべて市場にとって有害なわけではない。短期取引は、生産的取引と投機的取引とから構成される。前者は、金融資産の市場価格を投資家に迅速に伝える価格発見（price discovery）機能に加えて、市場に必要な流動性を提供する機能を有する。後者は、市場にノイズをもたらす取引である。

金融取引税は、投機的取引のみならず、経済にとって生産的な短期取引も抑制する可能性がある。生産的な短期取引が阻害されると、市場の不安定性は増すことになる。したがって、金融取引税が市場の不安定性に与える効果を理論的には確定できない。また、実証分析の多くが、取引費用の増加は価格の不安定性に全く影響を与えないか、もしくは不安定性を増加させるとの結果を導いている。

（b）税収の可能性

¹⁸ 以下は、Tax Working Group (2018a)、Tax Working Group (2018b),pp.90-91、Tax Working Group (2019),p.105 参照。

金融取引税は、金融取引に包括的に課税されれば、低い税率で多くの税収を得ることが可能であると考えられるが、ニュージーランドではそのような効果は期待できない。金融取引税は、金融取引を同税が課税されていない国で行うことにより租税回避が可能である。ニュージーランドでの取引の多くがオーストラリアの金融市場へシフトし、税収の低下を招くことが懸念される。

(c) 経済効率性

金融取引税は、死重損失を発生させる。ニュージーランドの場合、金融取引が金融取引税の課税されない他国へシフトする可能性が高いため、死重損失が大きいと予測される。

(d) 分配効果

金融取引税の分配効果は多岐にわたる。金融取引税の納税者は金融機関であるが、税の負担は消費者や労働者に転嫁される。消費者は、借入れコストの上昇、貯蓄の収益率の低下、金融商品価格の上昇の形で、税を負担する。また、金融取引税は資本コストの上昇により資本を低下させ、それが労働生産性の低下を通して賃金引き下げにつながり、労働者に負担が転嫁される。

水平的公平に関してみると、同税は貯蓄の収益率を低下させ、所得の多くを貯蓄に回す者が、所得の多くを消費に回す者より多くの負担を負う。また、若年者よりもより多くの貯蓄を有する高齢者に対して大きな負担を与える。

垂直的公平については、報告書の参考資料として作成された Tax Working Group (2018a)では、消費者や労働者への転嫁を考慮すると全体的な効果は明確でないとするが、中間報告書 (Tax Working Group (2018b)) ではより多くの金融投資を行う高所得者の負担が重く、累進的であるとしている。

経済効果に関する以上の検討を踏まえ、最終報告書 (Tax Working Group (2019)) では、金融取引税に関して国際的に活発な議論があることは認識しているが、現段階では同税の導入を勧告しないとしている。

④低価格の輸入財¹⁹

¹⁹ 以下は、OECD(2022)、Tax Working Group (2018b),pp.91-92、Tax Working Group (2018c),pp.17-19、Tax Working Group (2018g)、Tax Working Group (2019),p.105 参照。

輸入財に関しては、仕向地原則に従いすべて GST の課税対象とすることが、BBLR の考え方に適っている。しかしながら、ニュージーランドでは 1,000NZ ドル未満の財は低価格財 (low-value goods) と定義され、輸入手続きが簡素化される。また、輸入に係る税には、関税、GST、個別消費税等があるが、これらの総額が 60NZ ドル未満の場合は徴収されないルール (de minimis) がある。これは税を徴収するコストと得られる税収のバランスを考えての措置である。60NZ ドルを財の価格に換算すると、GST のみが課税される場合 400NZ ドル、関税のみが係る場 226NZ ドルとなる。

歴史的に見て、税額が 60NZ ドルを下回る低価格の財を消費者が輸入することは多くなかったが、オンライン・ショッピングの普及により海外から購入するケースが増えている。低価格の財の輸入は、2010 年以降、年平均 12% の割合で増加しており、このような傾向は今後も継続すると予測される。

低価格の財の輸入が増えると、GST の徴収されない財 (400NZ ドル未満) も増加する。このことは、消費者が国内の小売業者から購入する場合には GST の課税対象となるが、同様の財をオンライン・ショッピングで購入する場合には 400NZ ドル未満については課税されないことを意味する。そうすると、国内の小売業者は、海外の小売業者と比較して競争上不利になる。また、消費者の意思決定 (国内で購入するか海外から購入するかの選択) も歪める。さらに、政府にとっては、税収損失の規模が拡大することになる。税収損失額は、2016 年度には約 8,000 万 NZ ドルであるが、2020 年度には 1 億 2,700 万 NZ ドルに増加すると予測されている。

TWG は、上記の問題点を踏まえて、低価格の輸入財に対する課税を実現するための検討を行った。選択肢としては、(a) 海外の事業者の登録 (Offshore supplier registration)、(b) 販売と配送の中間点での課税 (Between the point of sale and delivery)、(c) 消費者による受け取り後の支払い (Pay after delivery) の 3 種類が検討された。(a) は、ニュージーランド国民に低価格の財を提供する海外の事業者に対して、その供給総額が GST の登録事業者となる年間売上高を超える場合、GST の登録事業者となることを求める。(b) は、低価格の輸入

財を配達する宅配便業者とニュージーランド・ポスト（ニュージーランドの郵便事業者）が GST を支払う。（c）は、消費者が低価格の輸入財を受け取った後に GST を支払う。それぞれの長所および短所は、表 4 のとおりである。

中間報告書（Tax Working Group(2018b)）において、TWG は選択肢（a）の採用を勧告し、それを受けて政府は国民の意見を聴取した（表 5）。結果、2019 年 12 月より選択肢（a）に基づく新しい制度が実施されている。新制度においては、海外の事業者について、400NZ ドル未満の財をニュージーランドへ販売する場合、およびニュージーランドへの年間売上高が 60,000NZ ドル（税務当局に登録される基準点）を超える場合には、GST の登録事業者とされている²⁰。

表 4 低価格の輸入財に対する課税の選択肢

	長所	短所
海外の事業者の登録	・海外でも導入事例がある（e.g. オーストラリア、ノルウェー） ・宅配便業者とニュージーランド・ポストの負担が軽減される	・海外の事業者によるルール遵守を前提とする。
販売と配送の中間時点での課税	—	・ニュージーランド・ポストは、郵便の流れに関する十分なデータを有しない。 ・de minimis の水準を低く設定すると、ニュージーランド・ポストと宅配便業者の事務負担が増え、配送が遅れる。
消費者による受け取り後の支払い	—	・消費者の納税事務負担が大きい

（出所）Tax Working Group (2018d)、OECD(2022)より作成。

表 5 低価格の輸入財に対する国民への広聴項目

TWG の勧告	政府による広聴項目
・海外の事業者を GST の登録事業者とする ・de minimis を税額ベースではなくて、GST に関しては財の価格ベースで 400NZ ドルと表記する。 ・海外の事業者を GST の登録事業者とする事に関して国民の意見を聴取する ・他の課税の選択肢についても引き続き検	・海外の事業者が、400NZ ドル未満の財をニュージーランドの消費者に供給する場合、GST の登録事業者になることを求める。 ・上記のルールは、財を海外からニュージーランド国内へ供給する場合に適用される。

²⁰ 低価格の財の輸入については、デジタル経済の進行により海外でも問題とされている。EU では、2011 年 6 月までは、低価格の輸入財（22 ユーロ未満）については付加価値税の対象としない方針が示されていたが、同年 7 月 1 日以降、この基準点が廃止され、22 ユーロ未満であっても課税対象とされることになっている。以上、OECD(2022), pp.52-55,および pp.123-125 参照。

討を行う	・ ニュージーランドの消費者に対する年間売上高が 6,000NZ ドル（税務当局に登録される基準点）を超える海外の事業者は、GST の登録事業者となる。 ・ 400NZ ドル未満の財については、関税および手数料はかからない。 ・ 400NZ ドルを超える財については、現行制度を引き続き適用する。 ・ 輸入財に関する危機管理システム（生物テロに対する安全措置を含む）は継続する。
------	--

（出所）Tax Working Group (2018b), pp.91-92 より作成。

⑤ デジタル化と GST

TWG の報告書では直接検討されていないが、経済のデジタル化の進行により、消費者が直接、インターネットを通して国外事業者から購入・利用するデジタルデータ（電子書籍・音楽・動画の配信）等のリモートサービスに対する課税の重要性が増している。ニュージーランドでは、2016 年 10 月 1 日以降、低価格の輸入財の場合と同様、ニュージーランドの消費者への年間売上高が 60,000NZ ドルを超える海外の非居住者事業者は、GST の登録事業者に認定され課税対象とされている²¹。

さらに、2024 年 4 月 1 日以降、宿泊サービスや配車サービス、飲食料品の配達サービスの仲介を行うデジタルプラットフォーム事業者（e.g. エアビーアンドビー、ウーバー）に対してプラットフォーム課税が実施されている²²。制度改正以前は、プラットフォーム事業者の仲介するサービスが著しく増加しているにもかかわらず、サプライヤーが直接提供するサービスは課税対象とされているのに対して、プラットフォーム事業者を仲介してサプライヤーが供給するサービスは非課税であった。したがって、両サービス間の競争条件に対して中立的でなく、かつ GST の課税ベースが侵食されていた。プラットフォーム課税は、

²¹ 海外の非居住者事業者から NZ の消費者に提供されるリモート・サービス（e.g. 電子書籍、ゲーム、ウェブサイト設計・広告、コンサル業務等）に対する課税制度の概要は、Inland Revenue, Supplying remote services into New Zealand. (<https://www.ird.govt.nz/gst/gst-for-overseas-businesses/supplying-remote-services-into-new-zealand> 最終閲覧：2025/2/04) および Inland Revenue (2016), GST on cross-border supplies of remote services: A special report from Policy and Strategy 参照。

²² Taxation (Annual Rates for 2022–23, Platform Economy, and Remedial Matters) Act 2023, Part3 [Amendments to Goods and Services Tax Act 1985](#) 参照 最終閲覧：2025/2/04)。

このような問題点を改善する措置である。

V. Inland Revenue

1. 報告書の目的

これまで取り上げた 3 種類の報告書は、いずれも当時の政権が税制改革を検討するために公表したもので、GST に関する大まかな論点を提示している。これに対して、内国歳入庁は、GST 導入以降、制度の運用改善や法的不備の修正を目的として、意見公募を目的とする報告書をたびたび作成している²³。Inland Revenue(2026)はその最新版で、より細かな制度上の問題点と改善点を協議するための 8 つの課題が取り上げられている。単一税率、広い課税ベースの GST はおおむねうまく機能しているが、現行法（1985 年 GST 法）が本来の政策的意図を反映していない事例、技術的な変更により制度の運用を改善できる点に注目している。

報告書は、下記のとおり全体で 9 章から構成されており、第 2 章以降では、テーマごとに「Questions for submitters」という形で意見公募が行われている。

第 1 章 序論

第 2 章 居住用物件と商業用物件

第 3 章 住宅から電力網へ送電・売電される電力

第 4 章 国境を越える問題

第 5 章 誤りや不正確な点の訂正

第 6 章 雑多な問題

第 7 章 GST 法の現代化

第 8 章 国際的な動向：非居住者企業に対して提供されるビジネスイベント関連サービス

第 9 章 その他の国際的動向

²³ 2009 年 12 月 18 日以降のものが次のサイトで閲覧できる。Inland Revenue, Consultations. <https://www.taxpolicy.ird.govt.nz/consultation#tab=consultations-previous&sortCriteria=%40consultationclosingdate%20descending> 最終閲覧：2026/9/4

2. GST に関する見解

報告書で取り上げられている現行 GST 制度の問題点と、それに対する内国歳入庁の改善案の概要をまとめると表 6 のとおりとなる。

表 6 GST 制度の問題点と内国歳入庁の見解

	問題点	内国歳入庁による改善案
居住用物件と商業用物件	・ 移行期住宅の扱い ・ 学生用宿泊施設の扱い ・ 商業用宿泊施設の定義 ・ マオリの住宅	・ 移行期住宅は非課税 ・ 学生用宿泊施設は商業用宿泊施設として課税 ・ 商標用宿泊施設の定義に関しては、2 種類の改善策を提案 ・ マオリの当事者から意見聴取実施
住宅から電力網へ送電・売電される電力	・ GST 登録業者の主たる事業でない場合、申告漏れが発生する	・ GST 登録業者による売電にはゼロ税率を適用する
国境を越える問題	・ 非居住者である海外の供給者がニュージーランド国内に「固定されたもしくは恒久的な施設」を持つことで、ニュージーランド居住者とみなされ課税される。 ・ ゼロ税率取引を行う事業者は、標準税率が課される売上げや仕入税額控除がわずかであっても、登録が義務づけられる。	・ 「居住者」定義の修正、新たな B2B 除外規定の導入 ・ ゼロ税率取引のみを行う事業者は登録不要とする。
誤りや不正確な点の訂正	・ 2022 年の記録保持ルールの変更による現場の混乱 ・ 修正ルールの重複による納税協力費用および税務行政費用を増加	・ Two-track framework を提案
雑多な問題	・ GST 登録前に入手した財・サービスに対する仕入税額控は認められない ・ グループ化ルールでは、グループ代表者の変更や脱退が生じた場合、誰が納税義務を負うのか、責任の所在があいまいになる。 ・ GST 法第 9 条第 6 項（対価のすべてが契約締結時に確定していない場合の規定）の趣旨が達成されないケースがある ・ 非法人組織の持分に対する課税は、実務上の混乱を招くとともに、金融サービスが非課税であることと整合	・ 現状維持、2019 年以前の法律への変更、新たなルール設定 ・ グループ登録制度の導入 ・ 「価格の一部（part of the price）」の読み替え ・ 非法人組織の持分を参加型証券の定義に含めることを提案

	的でない。	
GST 法の現代化	・ 40 年間にわたる改正により、使いやすさが低下している。	・ 全面改定には反対
国際的な動向：非居住者企業に対して提供されるビジネスイベント関連サービス	・ 非居住者企業がニュージーランド国内で開催するビジネスイベントには GST が課税されるが、GST 登録を行っておらず、仕入税額控除を受けられない。	・ ゼロ税率を適用
その他の国際的動向	・ 電子インボイスにはメリットとデメリットがある ・ 一部の納税者は納税に対して非協力的	・ 電子インボイスの義務化には慎重な態度 ・ 選択肢 1：6 ヶ月ごとの申告を、過去に期日通りの申告・納税を行った納税者に限定。新規登録者は、最初の 12 ヶ月間は 2 ヶ月ごとの申告に設定。選択肢 2：過去に適切な申告。納税を行わなかった納税者に対しては、内国歳入庁長官が申告頻度の変更を指示できる。

(出所) Inland Revenue(2026)より作成。

(1) 居住用住宅と商業用宿泊施設

①問題の所在

GST 法では、居住用住宅 (dwelling) で提供される宿泊は非課税であるが、商業用宿泊施設 (commercial dwelling) で提供される宿泊は課税である。居住用住宅が非課税なのは、持ち家 (非課税) との間での水平的公平性を確保するためである。

2010 年の GST 法改正により、居住用住宅の要件として、「主たる居住地であること (principal place of residence)」に加えて、「平穩享有権 (quiet enjoyment: 入居者が家主等に邪魔されず、敷地を使用できる権利)」を満たすことが規定された²⁴。このように、居住用住宅に関しては、サービスの性質に注目して定義さ

²⁴ Inland Revenue, Supplies of accommodation(<https://www.taxtechnical.ird.govt.nz/new-legislation/act-articles/taxation-gst-and-remedial-matters-act-2010/changes-to-the-gst-rules/supplies-of-accommodation> 最終閲覧：2026/8/20)参照。平穩享有権は、住宅賃貸借法 (RTA: Residential Tenancies Act) 第 38 条 (<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1986/120/en/latest/#DLM95076> 最終閲覧：2026/8/21) に規定されている。

れているのに対して、商業用宿泊施設については、機能・形態に基づき建物の種類が列挙されているにすぎない²⁵。

ここで問題となるのは、第一に、居住用住宅と商業用宿泊施設の線引きが難しく、どちらにもあてはまらない第3のカテゴリーが存在することである。例として、「貸別荘（holiday home）での短期宿泊」が挙げられる²⁶。第二に、平穩享有権は適用が難しく、居住用住宅に近い場所が居住用住宅として認められず課税対象となっているケースがある。第三に、商業用住宅施設の定義がはっきりしていないことである。

② 移行期住宅

報告書では、第二のケースに関して、一時的な住宅支援を必要とする人向けの移行期住宅（transitional housing）²⁷や学生用宿泊施設（self-contained student accommodation）が、課税対象となるべきか検討している。住宅賃貸借法第38条の平穩享有権を満たしていれば、居住用住宅としてGSTは非課税である。しかしながら、同法第5条第1項(y)では、移行期住宅は同法の適用対象外とされている²⁸。したがって、同法38条が保障する平穩享有権を理由に、GST非課税を主張できない。また、実態として移行期住宅の提供者は、通常の賃貸借法よりも厳しい条件（e.g. 2週間ごとの立ち入り検査）を盛り込むことが多いため、平穩享有権が保護されない²⁹。

現行 GST 法での移行期住宅の扱いは、物件の提供形態や契約内容により課税・非課税が分かれる³⁰。内国歳入庁は、移行期住宅に関しては、通常3ヶ月

²⁵ ホテル、モーテル、ホームステイ、ファームステイ、B&B、イン、ナーシングホーム、ケアホーム、ホスピス、管理されたサービスアパートメント、医療・介護・福祉施設、キャンプ場、類似する種類の施設（premises of a similar kind）となっている（Inland Revenue (2026), pp.8-9）。

²⁶ 商業用施設ではないが、居住用住宅の2つの要件も満たさない。

²⁷ Ministry for Cities, Environment, Regions & Transport, Transitional housing (<https://www.hud.govt.nz/our-work/transitional-housing> 最終閲覧：2026/8/21)

²⁸ Residential tenancies Act 5(1)(y) (<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1986/120/en/latest/#DLM95076> 最終閲覧 2026/8/21)

²⁹ 報告書では、住居を失ったシングルファミリーに、移行期住宅提供者（Transitional housing provider）が2週間ごとの立ち入り検査を条件として、一時的な住まいと長期居住に向けた総合支援する例が取り上げられている。この場合は、居住用住宅とはみなされず、GSTの課税対象となる。

³⁰ 非課税（居住用住宅に分類される場合）、課税（平穩享有権を満たさない場合、商業用宿泊

以上の滞在であること、滞在期間中は主たる住居となることから、平穩享有権の要件を免除し、原則、居住用住宅のカテゴリーに含めて非課税とすべきことを提案している³¹。

③ 学生用宿泊施設

高等教育機関が所有・運営している学生用宿泊施設は、原則、住宅賃貸借法の適用対象外である（住宅賃貸借法 5B）³²。また、2021 年の高等教育・留学生の生活保障・支援に関する規程（Education (Pastoral Care of Tertiary and International Learners) Code of Practice 2021）³³により、学生用宿泊施設側は、学生の安全を守るために、学生用宿泊施設の部屋に立ち入る権利を含む生活支援（pastoral care）を提供することが求められている。

住宅賃貸借法 5B（学生用宿泊施設の除外規定）が適用されない場合、平穩享有権が認められ GST は非課税である。しかしながら、学生寮の実態は多様で、居住用住宅と商業用宿泊施設の両方の性格を有するものが、商業用宿泊施設と判断されるケースもある³⁴。このような場合、住宅賃貸借法 5B が適用され、GST の課税対象となる。政策当局の判断としては、生活支援がある（平穩享有権がない）ことだけをもって、居住用住宅とみなさず課税対象にすべきではなく、課税の根拠として学生用宿泊施設が大規模に商業運営しているかどうかを重視している。

国内歳入庁は、学生用宿泊施設の多くは商業目的または大規模に運営されて

施設の場合）に分かれる。Inland Revenue, GST – Supplies of properties used for transitional housing

(<https://www.taxtechnical.ird.govt.nz//media/project/ir/tt/pdfs/rulings/public/2024/br-pub-24-01---24-03.pdf?modified=20240610013532> 最終閲覧：2026/8/21)

³¹ 商業用施設で提供される移行期住宅については、今後も課税対象となる。同施設に 4 週間以上滞在する場合、GST の税率が実質 9% に引き下げられる措置があるため、現状で適切だと判断されている。

³² Residential Tenancies Act 5B

(<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1986/120/en/latest/#DLM94278> 最終閲覧：2026/8/21)

³³ Ministry of Education, The Education Code of Practice 2021,

³⁴ 報告書では、大学生向けの 250 室ある学生寮の例が取り上げられている（Inland Revenue (2026), p.16）。同施設は受付や共有設備（キッチン、ダイニングエリア、自習室、ランドリー、広いラウンジ）を有しており、居住用住宅の性格と商業用宿泊施設の性格を同時に備えているが、現行のルールでは、管理体制および共有設備の規模から商業用宿泊施設とみなされる。

いること、および現行法の商業用宿泊施設の中に学生用宿泊施設を当てはめるのは難しいことから、住宅賃借地法 5B が適用されないすべての学生用宿泊施設を、商業用宿泊施設のカテゴリーの中に新たに追加して課税対象とすることが、最もシンプルな選択肢であると提案する。

④ 商業用宿泊施設の定義

問題の所在で取り上げた第三のケースに関して、内国歳入庁は 2 種類の提案をしている³⁵。一つ（第一の提案）は、商業用宿泊施設として列挙されている「類似する種類の施設（premises of a similar kind）」という包括規定に新たな要件（特定の定期的なサービスが、宿泊サービスの一部として一体的に含まれている施設またはその一部）を加えることである。

もう一つ（第二の提案）は、上記のような定義変更を行わず、商業用宿泊施設の範囲をリストアップし、除外規定を設けた上で、提供されるサービスが、2 つの基準のうち少なくとも 1 つを満たしていることを明確にする文章を付け加えることである。具体的には、短期滞在（1 回当たりの滞在期間が 28 日未満）を目的としていること、定期的なサービス（清掃、食事、ケアサービス、受付、コンシェルジェ、シーツやタオルの提供）が附帯していることの 2 点である。これにより、どのような種類の施設が商業用宿泊施設に該当するかがわかりやすくなり、問題の所在で指摘した第一のケースは解決されることになる。また、サービスアパートメントが商業的宿泊施設の定義に当てはまるかどうかを判断する際の基準が明確となる。

内国歳入庁は、第二の提案での除外規定の対象として、ホームステイおよびファームステイを挙げる。ホームステイやファームステイでは、個人住宅(private dwelling)の一部を利用して宿泊サービスが提供されている。賃借人にとっては「主たる居住地」でもある。そのため、居住用住宅と商業用宿泊施設との境界線があいまいになる。商業用宿泊施設のリストに除外規定を追加することによ

³⁵ 以下の提案は、居住用住宅のようにサービスの性質に注目して商業用宿泊施設の定義を明確にする提案ではない。汎用的な定義への変更を提案しない理由として、2022 年の意見公募で、汎用的な定義への変更は新たな境界問題を引き起こし、不確実性が高まるという理由で、ほぼ全員がリスト方式を支持したことがある（Inland Revenue(2026), pp.19-20）。

り、税務上の複雑さが緩和される。

⑤マオリの住宅

マオリの住宅供給体制には独自の特徴があるため、GST の課税ルールの変更
に際しては、内国歳入庁による提案の影響、提案される GST の課税ルールと現
行課税ルールとの関係、今後の税制改正の必要性、に関して当事者から意見を
聴取する必要があるとしている。

(2) 住宅から電力網へ送電・売電される電力

GST 登録業者³⁶が、住宅のソーラーパネルで発電した余剰電力を電力小売業
者に販売する場合、GST を申告・納付する必要がある。しかしながら、余剰電
力の販売が主たる事業ではない場合、申告漏れが発生するリスクがある。

ゼロ税率に変更することにより、申告漏れのリスクが低下するとともに、免
税にする場合と比較して、移行期の混乱がなく事務手続きが円滑に進む。

(3) 国境を越える問題

国境を越える問題として取り上げられているのは、非居住者がニュージーラ
ンド国内でサービス等を供給する場合に発生する事柄、およびゼロ税率取引の
登録義務である。

①居住者の範囲

GST 法では、供給者がニュージーランド国内居住者であれば国内での取引と
みなして課税、非居住者であれば国外での取引とみなし非課税である³⁷。ところ
が、非居住者である海外の供給者がニュージーランド国内に「固定されたもし
くは恒久的な施設」を持つことで、ニュージーランド国内居住者とみなされ課
税される可能性がある³⁸。そうになると、海外事業者はニュージーランドで登録業

³⁶ 売上高が 60,000NZ ドルを上回ると登録業者となる。Inland Revenue, Registering for GST
(<https://www.ird.govt.nz/gst/registering-for-gst> 最終閲覧：2026/8/19) 参照。

³⁷ New Zealand Legislation, Goods and Services Tax Act 1985, section 8
(<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1985/141/en/latest/#> 最終閲覧：2026/8/19)

³⁸ オーストラリアの監査法人 A の従業員が、ニュージーランドの顧客 B のオフィスに 3 ヶ月
常駐して監査を行う場合、現行の GST 法では、ニュージーランド国内に固定・恒久的な拠
点があるとみなされ、A 社は課税される可能性がある (Inland Revenue(2026), p.31 Example

者となり申告・納税を行い、ニュージーランドの取引先事業者は仕入税額控除が可能となる。結果、税収は増えないにもかかわらず、納税事務負担だけが増えることになる。

内国歳入庁は、このような問題に対処するため、居住者の定義の修正（他社所有の施設の使用を除外、従業員が居住目的で賃貸している住宅を事業用拠点から除外）、もしくは新たな B2B 取引規定（非居住者の従業員が、ニュージーランド国内の顧客の施設で仕事をしているという理由だけで、ニュージーランド国内に拠点を置いているとはみなさない）の導入を提案している。

②ゼロ税率取引の登録義務

ゼロ税率取引（e.g.輸出、排出権取引）を行う事業者は、標準税率が課される売上げおよび仕入税額控除がほとんどなくても GST 業者として登録が義務づけられる。この場合、納税事務負担および税務行政負担が発生するにもかかわらず、税収（国）や仕入税額控除（事業者）のメリットが極めて少ない。

内国歳入庁は、改善策としてゼロ税率取引のみを行う事業者は登録免除とすることを提案している。ただし、この特例を非居住事業者にも適用する場合、対象はサービスに限定されるとしている。

（4）誤りや不正確な点の訂正

申告時の誤り（e.g.計算ミス、記載もれ）や後発的な事情変更（e.g.取引のキャンセル、返金）により、申告後に内容を修正する際のルールを取り上げている。

現行制度の問題点として指摘されているのは、第一に、2022 年の記録保持ルールの変更である。ニュージーランドでは、ビジネスの実態（デジタル取引の進展、電子インボイスの普及）に合わせた柔軟なデータ共有を可能にし、かつ納税協力費用を削減することを目的として、2023 年 4 月 1 日に新法が施行された。これにより、インボイスの発行・保管義務から、GST 申告のための最低限

4)。

の情報が記載されている「課税供給情報（TSI：Taxable Supply Information）」の提供・保管へと制度が移行した³⁹。しかし、現場では実務上の混乱が生じている。

第二に、修正ルールの重複である。「修正申告（amended assessment）」と「将来の調整（prospective adjustment）」の境界線が曖昧であり⁴⁰、納税協力費用および税務行政費用を増加させている。

内国歳入庁は、このような問題点に対応するために、（a）修正がその登録者自身の GST 申告のみに影響する場合、（b）他者の GST 申告にも影響を及ぼす（あるいは及ぼす可能性がある）場合の 2 種類に区分して、修正手続きを使い分けること（Two-track framework）を提案している。（a）は、他者の申告に影響を与えない申告書を作成する際の単独エラー（e.g.転記ミス、計算ミス）が発生するケースである。（b）は、複数人が関与して調整が必要となる、取引情報の誤り（売り手が買い手に伝えた課税売上情報の誤り）、申告後の取引内容の変更（e.g.返品、返金、契約のキャンセル、商品価格の変更）が生ずる場合である。

（5）雑多な問題

雑多な問題として、GST 登録前に入手した財・サービスに対する仕入税額控除、GST のグループ化ルール、対価の総額が未確定な場合の供給時期の決定、非法人組織の持分に対する課税、が取り上げられている。

① GST 登録前に入手した財・サービスに対する仕入税額控除

GST 登録の直前に購入した財サービスであっても、登録後に課税売上のために使用される場合には調整ルールが適用され、遡って仕入税額控除が認められ

³⁹ Inland Revenue, Taxable supply information for GST (<https://www.ird.govt.nz/gst/tax-invoices-for-gst> 最終閲覧：2026/8/19)、Deloitte, Leveraging the new taxable supply information requirements.

(<https://www.deloitte.com/nz/en/services/tax/perspectives/leveraging-the-new-taxable-supply-information-requirements.html> 最終閲覧：2026/8/19) 参照。

⁴⁰ 例えば、申告ミスによる税額が「10,000NZ ドル以下」もしくは「GST 税額の 2%」のいずれか低い方の金額以下の場合、次回の申告で修正できる。また、特定の理由により仕入税額控除を取引から 2 年以内に請求していなかった場合、次回の申告で請求できる。以上のケースでは、修正申告で対応すべきものが将来の調整で処理される。Inland Revenue, Fixing mistakes in my return (<https://www.ird.govt.nz/managing-my-tax/fixing-mistakes-in-my-return> 最終閲覧：2026/8/18) 参照。

る。ただし、10,000NZ ドル（GST 抜）以下の財・サービス購入に関してはこのルールが適用されない。納税者の中には事前にこのルールを知らず、不公平になるケースが発生している⁴¹。

国内歳入庁は、このような状況への対応策として、現状維持、2019 年以前の変更（登録前に 10,000NZ ドル以下であっても、仕入税額控除が可能となる）、新たなルールの設定（登録前に購入した財・サービスであっても、後に課税供給のために使用された場合には、登録事業者が仕入税額控除を主張できるようにすること）の 3 種類を提示している。

② GST のグループ化ルール

グループ化ルールでは、組織形態の違いによる歪みをなくし、かつ納税協力費用を軽減する趣旨で、関係する複数の事業者を単一の納税者として扱うことが可能である。しかしながら、グループ代表者の変更や脱退が生じた場合、誰が納税義務を負うのか、責任の所在があいまいになる。

国内歳入庁はこの点に関して、グループ登録制度の導入を提案している。この制度では、GST グループが登録事業者となり、申告・納税を行う。更正処分もグループの代表者ではなく、グループ全体に対して下される。

③ 対価の総額が未確定な場合の供給時期の決定

GST 法第 9 条第 6 項⁴²は、契約に基づく供給に対する対価のすべてが契約締結時に確定していない場合、供給は、価格の一部（part of the price）について、(a)当該価格の一部の支払期日が到来した時、または当該一部を受領した時、(b)供給者または受取人が当該価格の一部に関する請求書を発行した時、のいずれか早い時に行われたとみなす規定である。この規定だと、「代金が支払われた時」もしくは「インボイスが発行された時」のいずれか早い時点で、個別に供給があったものとみなされる。

⁴¹ 財・サービスの購入を 2 回（各回 8,000NZ ドル）に分けた場合、調整ルールの対象とはならないが 1 回にまとめれば対象となり、仕入税額控除が可能である（Inland Revenue(2026), p.55 Example13）。

⁴² New Zealand legislation, Goods and Services Tax Act 1985、9（6）
(<https://www.legislation.govt.nz/act/public/1985/141/en/latest/#DLM81035> 最終閲覧：2026/8/18)

本来の立法趣旨は、供給に対する対価が判明した時点で、請求されていなくても GST を申告・納付すべきであるという点にあるが、すべてのケースにおいてこの趣旨が達成されているわけではない⁴³。したがって、内国歳入庁は、「価格の一部」という表現を、すでに支払われた代金やインボイスによる請求額ではなく、その時点で判明している総額の一部を指すと読み替える必要があるとする。すなわち、すでに支払われた代金やインボイスによる請求額に基づき課税するのではなく、その時点で判明している総額の一部に基づき課税すべきことを提案している。

④ 非法人組織の持分に対する課税

現在、非法人組織の持分に対する課税は、状況により標準税率での課税、不課税、非課税（金融サービス）、ゼロ税率での課税（一部の金融サービス）のケースに分かれている。このような制度の問題点として、複数の異なる扱いは実務における混乱を招くこと、標準税率での課税は金融サービスが非課税であることと整合的でないことが指摘されている。

内国歳入庁は、非法人組織の持分を参加型証券（participatory security）の定義に含めるよう提案している。これにより、非法人組織の持分の供給は、原則として、ゼロ税率が適用される場合を除き、金融サービスの非課税取引として扱われることになる。

（6）GST 法の現代化

GST 法は 1985 年 12 月に制定され、40 年間にわたり必要に応じて修正が繰り返されてきた。その結果、条文は大幅に長くなり、わかりやすさが低下しており、専門家からは、現代化もしくは全面改定の要望が繰り返し出されてきた。

内国歳入庁は、この要望に対し、現代化は支持するが全面改定には反対する。その理由として挙げられるのは、第一に、税収確保という政策目的をしっかりと

⁴³ 報告書では、イベント代金が、契約締結日（手付金請求日）、残高確定時、イベント終了後の最終清算日の 3 回に分けて支払われる事例において、特定の日付までに支払われた（もしくは請求された）総額が、その時点で判明している対価の総額を下回るケースが示されている（Inland Revenue(2026),p.60）。

果たしており、ゼロからやり直す必要が出るような、GST 制度の根本的な欠陥が見当たらないと考えられることである。第二に、全面改定には内国歳入庁のリソースを大量に投入する必要性が生じ、他の重要な仕事がおろそかになる。加えて、民間経済にも影響を及ぼすおそれがある。

現代化の具体的な方法として提案されているのは、条文構成の整理、不要な規定の廃止、特定の規定の租税行政法（Tax Administration Act）への移管、条文末尾への専門用語のリスト（defined terms）掲載である。

（7）非居住者企業に対して提供されるビジネスイベント関連サービス

非居住者企業（海外企業）が、ニュージーランド国内で開催される国際会議等のビジネスイベントに参加する場合には、GST が課税される。しかしながら、参加の程度が単発または頻度の低い海外の企業にとっては、GST 登録の事務負担が大きく、多くの場合 GST 登録を行っていない。したがって、仕入税額控除の申告ができずコスト増となる。このような状況は、国際的なビジネスイベントを誘致する際、ニュージーランドが競争上不利になると懸念される。

内国歳入庁は、オーストラリアやシンガポールのように、ビジネスイベントに非居住者企業が参加する場合、ゼロ税率の適用を提案している⁴⁴。

（8）その他の国際的動向

電子インボイスの義務化および納税協力水準の向上が取り上げられている。

① 電子インボイスの義務化

ニュージーランドでは、2019 年 2 月にオーストラリアと共同で Peppol の採用を共同発表し、2019 年 10 月にビジネス・イノベーション・雇用省（Ministry of Business, Innovation and Employment）が Peppol 管理局となって以降⁴⁵、電

⁴⁴ 意見公募は 2020 年にも実施されたが（Inland Revenue(2020),chap.6）、当時、事業者はコロナ対応に追われ、十分な意見交換が実施されなかった。

⁴⁵ Ministry of Business, Innovation & Employment, eInvoicing.
(<https://www.einvoicing.govt.nz/einvoicing/what-is-einvoicing/mbie-new-zealand-peppol-authority> 最終閲覧：2026/8/17)

子インボイスの取り組みが進行している。

電子インボイスの事業者側のメリットとして、業務効率向上（記録管理の改善、インボイス処理の自動化、データ照合の効率化）、データの品質向上（手入力によるミスの減少）、キャッシュフロー改善（入金サイクルの短縮）が挙げられる。デメリットとして、移行コスト（システム変更、従業員の教育）が発生し、電子インボイスの導入が経営効率化ではなく、税務行政のために義務付けられる場合、一部の事業者（小規模事業者）にとっては初期費用が大きな負担になると考えられる。

税務当局にとっては、定期的に提出される申告書のみに依存することなく、インボイスデータをリアルタイムに管理することが可能になる。

以上のメリットが考えられるにもかかわらず、内国歳入庁は、現時点での電子インボイスの義務化には慎重な姿勢をとっている。ニュージーランドにおいて電子インボイスが納税協力に与える影響は不確実であり、まだ十分に検証されていないこと⁴⁶、および電子インボイスの導入されている他国の状況を見ても、納税協力の向上に貢献したという明確なエビデンスが不足していることなどにより、電子インボイスの効果を適正に評価できないリスクがあるというのがその理由である。電子インボイスの義務化には、十分な準備期間の確保、電子インボイスの義務化の目的の明確化（税務行政の支援、納税協力の向上）が必要であるとしている。

②納税協力水準の向上

現在、GSTの申告頻度は売上高により3種類（毎月、2ヶ月ごと、6ヶ月ごと）となっている⁴⁷。内国歳入庁は、申告頻度の違いによる納税協力水準への影響はほとんど見られないとし、申告頻度の変更では納税協力水準の向上にはつ

⁴⁶ ニュージーランドでは、GSTにおけるタックス・ギャップ（本来徴収できる税額と実際の税収の差）が測定・公表されておらず、電子インボイスのような個別の政策が納税協力に与える影響をとらえることは困難である（Inland Revenue(2026),p.80）。

⁴⁷ 売上高の規模に応じて、申告頻度は上昇する。ただし、非居住者企業の場合3ヶ月ごとである。Inland Revenue, Changing your GST filing frequency (<https://www.ird.govt.nz/gst/changing-your-filing-frequency-or-accounting-basis/changing-your-gst-filing-frequency> 最終閲覧：2026/7/17)

なならないとする。

納税協力水準を向上させるための手段として、2点提案されている。第一に、売上高 50 万 NZ ドル以下の小企業に認められている 6 ヶ月ごとの申告を、過去に期日通りの申告・納税を行った納税者に限定することである。ただし、新規登録者は、最初の 12 ヶ月間は 2 ヶ月ごとの申告に設定し、その後 6 ヶ月ごとの申告を希望する場合は、内国歳入庁長官の承認を必要とする。第二に、過去に適切な申告。納税を行わなかった納税者に対しては、内国歳入庁長官が申告頻度の変更を指示できるものとする。

VI. GST の逆進性

1. 短期的視点と長期的視点

表 2 で示されるとおり、GST の税率と非課税について国民から出された意見は、もっぱら逆進性対策のための税率引下げおよび非課税拡大に関するものであった。この問題を検討する際にまず重要なのは、GST が果たして逆進的な税であるか否かの確認である。すなわち、GST の負担を、短期的視点からある一時点の所得（現在所得）に対する割合でとらえるのか、それとも長期的視点に立ち生涯所得に対する割合で見るといふ点である。

（1）短期的視点

短期的視点から見ると、GST の負担は現在所得に対する割合で評価される。この場合 GST の負担は、所得が大きくなるほど所得に対する税額の割合が低下するから逆進的となる。いま現在所得を Y 、消費を C 、GST の税額を T とすると、 $\frac{T}{Y} = \frac{C}{Y} \times \frac{T}{C}$ の関係が成り立つ。 $\frac{C}{Y}$ は平均消費性向、 $\frac{T}{C}$ は税率である。平均消費性向は所得の上昇につれて低下すること、および NZ の GST は単一税率であることを考慮すると、所得に対する GST の税額の割合 $\frac{T}{Y}$ は、所得の上昇とともに低下する。このように、単一税率の場合、GST の負担構造は平均消費性向に依存する。言い換えれば、貯蓄を S とすると平均貯蓄性向 $\frac{S}{Y}$ に依存する。

(2) 長期的視点

現在所得をベースとすると、借入れや貯蓄の存在が税負担に影響する。借入れを行って多くの消費を行う家計の税負担割合は一時的に高くなるが、将来、借金を返済する時点では消費が抑制され、税負担割合は低下する。また、所得は高いが、貯蓄を多く行う家計の税負担割合は低い、貯蓄はいずれ消費され、その時点で税負担割合は上昇する。さらに、平均貯蓄性向（平均消費性向）は現役世代で高く（低く）、退職世代で低い（高い）と考えられるから、現在所得に対する GST の税額の割合は前者で低く後者で高くなる。しかしながら、これは単に年齢の違いを反映したもので、税の負担が不公平であることを意味しない⁴⁸。

このように、GST の負担を短期的視点でとらえると、借入れ、貯蓄、年齢の違いといった要素により影響を受ける。したがって、GST の分配効果を適切に評価するには、ある一時点ではなく生涯の視点（生涯所得）でとらえる必要がある。しかしながら、生涯所得を測定することは容易でなく、代理変数を検討する必要がある。代理変数の候補としては、現在所得もしくは現在消費が考えられるが、生涯の視点で GST の分配効果を分析するには、現在所得よりも現在消費の方が適切であると考えられる。その理由として挙げられるのは、以下の2点である⁴⁹。第一に、生涯において消費は所得よりも変動が小さいと考えられる。第二に、消費は貯蓄や借入れの効果を除去できる。

以上を、家計の状況の違いを考慮して具体的に検討してみよう（表7）⁵⁰。いま家計を①生涯裕福・低い現在所得・高い現在消費、②生涯裕福・高い現在所得・低い現在消費、③生涯貧乏・低い現在所得・高い現在消費、④生涯貧乏・高い現在所得・低い現在消費の4パターンに分類しよう。①は、学生、自営業者、退職者の場合である。②は、将来に備えてもしくは子供の教育のために貯蓄を多く行う家計である。③は、所得が低いにもかかわらず消費が多く、分不

⁴⁸ 内閣府（2011），561頁参照。

⁴⁹ Thomas（2014），p.34.

⁵⁰ 以下は、Thomas（2014），pp.35-36 および Thomas（2015），pp.8-9 参照。

相応な生活をしている家計である。④は、所得が一時的に生涯所得水準よりも高いが、将来の所得低下に備えて貯蓄をする家計である。

表 7 家計のパターンと GST の税負担における望ましい課税ベース

家計のパターン	家計の例	生涯所得の代理変数	望ましい課税ベース
①生涯裕福・低い現在所得・高い現在消費	学生、自営業者、退職者	現在消費	現在消費
②生涯裕福・高い現在所得・低い現在消費	将来に備えて、もしくは子供の教育のために貯蓄を行う家計	現在所得	
③生涯貧乏・低い現在所得・高い現在消費	所得が低いにもかかわらず、分不相応な生活を行う家計	現在所得	
④生涯貧乏・高い現在所得・低い現在消費	一時的に稼ぐが、将来の所得低下に備えて貯蓄をする家計	現在消費	

(出所) Thomas(2015), pp.8-9 より作成。

裕福か貧乏かを序列付けするための生涯所得の代理変数としては、①および③では現在消費が、②および④では現在所得が望ましい。しかしながら、家計に対する生涯の税負担の効果を見るには、生涯所得に対する税額の割合に注目し、生涯所得の代理変数を検討する必要がある。

①において、生涯裕福であるにもかかわらず低い現在所得を税額計算のベースにすると、一時的に低い所得の一時的に高い税額の割合に注目することになり、生涯所得に対する税負担の効果を過大評価することになる。一時的に高い消費の一時的に低い税額に対する割合に注目する方が、家計に対する生涯の税の効果をより良く反映する。②は、現在所得をベースにすると、税負担の効果を過小評価することになる。一時的に低い消費の一時的に低い税額に対する割合に注目する方が、生涯の税負担の効果をより良く反映する。③の家計は、多くの消費を実現するために借金をしていると考えられる。将来的には借金返済のために消費を減らす必要があり、長期的には GST の税額も減少する。このような場合、低い現在所得をベースにすると、税負担の効果を過大評価する。したがって、一時的に高い消費に対する一時的に高い税額の割合で測定する方が生涯の税負担の効果をより良く反映する。④は、現在所得をベースにすると、

税負担の効果が過小評価されるから、現在消費に対する割合で測定することが望ましい。

2. GST の負担構造

GST の負担構造に関する研究として、Thomas(2020;2021)および Inland Revenue(2022a)に注目しよう。両者の推計方法の違いは表 8 で示されるとおりである。

Thomas(2020;2021)は、ニュージーランドを含む OECD27 ヶ国を対象とし、家計調査（ニュージーランドでは家計経済調査）の個票データを利用してマイクロシミュレーション分析を行っている。Inland Revenue(2022)は、同じく家計経済調査のデータを利用するが、分析手法は 10 分位平均である。また、階層区分としては所得 10 分位のみしか検討していない。推計値は両者とも平均実効税率であるが、総支出の中身に関して、家賃については、家計経済調査では帰属家賃のデータが含まれないため、持ち家と賃貸のバランスを確保する観点から除外される。また、自動車や住宅の購入についても定期的な支出ではないため除外される。非課税品目、ゼロ税率品目の扱いに関しては、Thomas(2020;2021)は非課税品目をゼロ税率品目として扱うのに対し、Inland Revenue(2022)では、非課税品目、ゼロ税率品目のいずれも除外される。

表 8 GST の負担構造の推計

	Thomas(2020;2021)	Inland Revenue(2022a)
推計値	平均実効税率（家計） 分母：可処分所得、総支出 分子：GST 税額 階層区分 所得 10 分位 消費 10 分位	平均実効税率（中位家計） 分母：可処分所得、総支出 分子：GST 税額 階層区分 所得 10 分位
総支出の中身 （耐久消費財、住宅の 扱い）	家賃（ニュージーランドを含む一 部の国）、自動車・住宅資本ス トックの購入は除外	家賃、自動車・住宅資本ス トックの購入は除外
GST 税額の推計	非課税品目 ゼロ税率品目として推計	非課税品目 除外 ゼロ税率品目 除外
データ	家計経済調査	家計経済調査
分析手法	マイクロシミュレーション分析	10 分位平均
推計年度	2015/2016 年度	2015/2016 年度および 2018/2019 年度

(注) Thomas(2021)の推計年度はニュージーランドの場合である。その他の諸国については、ばらばらである。
(出所) 筆者作成

推計結果を見よう。Thomas(2020;2021)はまず、(1) 付加価値税の負担構造は、貯蓄の存在を考えると、所得よりも消費を基準にして検討することが望ましいと述べている。ニュージーランドの推計結果に関しては、(2) 所得水準が上昇すると、所得に対する GST 税額の割合は逆進的であること、(3) 消費水準が上昇すると、消費に対する GST 税額の割合はわずかに逆進的であることを示している。

(1) は、Thomas(2015)の検討結果と同じである。推計結果(2)に関しては、分析対象国すべてにあてはまるが、(3) については、ニュージーランド、チリ、ハンガリー、ラトビア以外はわずかに累進的となっている。やや逆進的となる原因としては、①ニュージーランドでは軽減税率が存在せず、消費水準の低い家計が同税率の恩恵を受けないこと、②GSTの課税対象とならないか(e.g. 海外旅行)、もしくは課税対象ではあるが非課税とされる財・サービス(e.g. 金融サービス)の消費を、より消費水準の高い家計が行っていることが考えられる⁵¹。以上に加えて、GSTの課税により貧困ラインを下回る人々の割合(貧困率)が増加し、さらに貧困の深刻さも悪化することが示されている⁵²。

Thomas(2020;2021)と対比して Inland Revenue(2022a)の分析結果を見よう。Inland Revenue(2022)では、(1) 付加価値税の負担構造を検討する際に、所得よりも消費を基準とする方が生涯を通した効果を平準化できるが、富裕層は多額の富を遺産として子孫に引き継ぐ可能性が高く、その結果、彼らの生涯所得の全額に対して GST が課されることはない⁵³。さらに、総支出に何を含める

⁵¹ Thomas(2015), pp.10-11、Tax Working Group (2018d), p.21、Thomas(2021),p.34 参照。

⁵² 相対的貧困線は、中位等価総支出の 50%として定義される (Thomas(2021),p.35)。付加価値税の課税による貧困率の増加は、ニュージーランドの場合、分析対象国 27ヶ国中 3 位、貧困の深刻さは 1 位となっている (Thomas(2021),p.36 Table4)。もっとも、ニュージーランドの推計には家賃が含まれておらず、この結果には過大推計の可能性がある。感度分析を行うと、分析対象に家賃を含めると平等効果があるからである (Thomas(2021),p.35 および Thomas(2020),pp.47-50 参照)。

⁵³ 同様な指摘は、Tax Working Group(2018d),p.22 にも見られる。

べきかについては対立する議論がある。したがって、完璧な課税ベースは存在しないと指摘している。

推計結果としては、(2) 所得水準が上昇すると、所得に対する GST 税額の割合は逆進的であること、(3) 所得水準が上昇すると、消費に対する GST 税額の割合は比例的もしくはわずかに逆進的であること、を明らかにしている。

(2) は Thomas(2020;2021)と同様の結果である。(3) に関して Thomas(2020)では、わずかに逆進的なことが示されている⁵⁴。このような違いが生じる理由として、総支出の中身が問題であるとする。支払利子および貯蓄への拠出を総支出に含めないならば比例的になるが、含めるとわずかに逆進的となる。これは、支払利子および貯蓄拠出は GST が非課税なこと、および高所得層においては、利子の支払いや貯蓄に回す分が支出のより大きな割合を占めていることによる。さらに、不定期で頻度の低い支出である自動車および住宅の購入を総支出から除外しても、負担構造に大きな影響はないと指摘している。

3. 逆進性対策を巡る諸議論

逆進性対策として、生活必需非違の非課税措置、税率の検討(税率引き下げ、複数税率)、移転支出での対応を検討した実証研究を見よう。

(1) 生活必需品の非課税措置

篠原(2021b)で、食料品を非課税にするケースについて、GST 導入前の所得階級別負担構造の推計について取り上げた。そこでは、食料品を非課税にしても課税の場合と負担構造に大きな変化はないこと、食料品非課税による低所得層の負担軽減のメリットは、非課税のデメリットを上回るほど大きくないことが示された。

このような事柄は、食料品以外の生活必需品を非課税にしてもあてはまると考えられる。Broad and Bacica(1985)は、食料品に加えて光熱費や衣類・履物についても推計を行っている(表 9)⁵⁵。光熱費を非課税にすると、低所得層は負

⁵⁴ Thomas(2020),p.27 参照。

⁵⁵ 推計の前提として、篠原(2021b)で取り上げた Scott, Goss, and Davis(1985)と同様、非

担が軽減し、高所得層は負担が増加する。衣類・履物の場合は、逆に低所得層の負担が増加し、高所得層の負担が軽減する。食料費非課税の場合と比較すると、負担割合の変化は小さく、かついずれのケースにおいても、全体の負担構造は非課税なしの場合と比較してほとんど変わらない。

表 9 生活必需品非課税の効果（可処分所得に対する負担割合：％）

所得階級 (可処分所得)	非課税なし a	食料品非課税 b(a-b)	光熱費非課税 c(a-c)	衣類・履物非課税 d(a-d)
1	—	—	—	—
2	6.8	6.5 (0.5)	6.65 (0.15)	6.89 (-0.09)
3	6.7	6.9 (0.2)	6.61 (0.09)	6.77 (-0.07)
4	6.4	6.7 (0.3)	6.36 (0.04)	6.43 (-0.03)
5	6.1	6.1 (0.1)	6.06 (0.04)	6.14 (-0.04)
6	6.1	6.0 (0.1)	6.1 (0.0)	6.13 (-0.03)
7	5.9	5.9 (0.0)	5.92 (-0.02)	5.92 (-0.02)
8	5.4	5.5 (-0.1)	5.44 (-0.04)	5.39 (0.01)
9	5.1	5.3 (-0.2)	5.14 (-0.04)	5.05 (0.05)
10	4.6	4.8 (-0.2)	4.66 (-0.06)	4.54 (0.06)

(注) カッコ内は、非課税なしの場合との負担率の差を示す。

(出所) Broad and Bacica(1985),p.110,p.125,p.126 より作成。

以上は GST 導入前の推計であるが、導入後の分析として、Ⅲ節で示したように、Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010b) は、食料品非課税の効果に関して、負担構造に大きな変化はなく、税収損失が大きいことを指摘している。同様に、Tax Working Group(2018d)も食料品を非課税にするケースを取り上げている。総支出に占める食料品支出の割合が低所得層ほど高いという理由で、食料品を非課税にすると逆進性が緩和されると指摘しているが、非課税にしない場合と比較して負担構造がどのように変化するかに関する推計は行われていない⁵⁶。

課税にしても税収 10%の場合と税収が変わらないとの前提を置いている。したがって、特定の品目を非課税にすると、他の品目の税率が上昇する。非課税品目としては、レイト、公共交通費、書籍雑誌費、医療費（診察費、薬代）、子供の衣類・履物費についても非課税の効果も推計している。

⁵⁶ Tax Working Group(2018d),p.13.

（２）税率の検討

①税率引下げ

TWG の中間報告では、税率を 15% から 13.5% に引き下げた場合の分配効果に関してシミュレーションを行っており、以下の 2 点を指摘している⁵⁷。

（a）税率引下げにより、年間約 20 億 NZ ドルの減収となる。

（b）税率引下げによる GST 減税と同じ規模で所得税の減税を行った方が、分配効果の観点からは望ましい。

（b）について詳しく見よう。TWG は所得税減税の手段として、課税最低限（7,000NZ ドル）の導入⁵⁸および最低税率の引き下げ（10.5%→5.25%）を GST 減税と併せて検討している。所得階層別に、それぞれの政策から得られる便益の所得に占める割合を推計し（図 3）、下記の結果を導いている。

- ・低所得者層ほど大きな便益を受ける。

- ・所得階層の第 II 10 分位から第 IX 10 分位においては、GST 減税の便益は所得税減税の便益を下回る。

- ・GST 減税は、最も裕福な第 10 分位に所得税減税よりも大きな便益を与える。

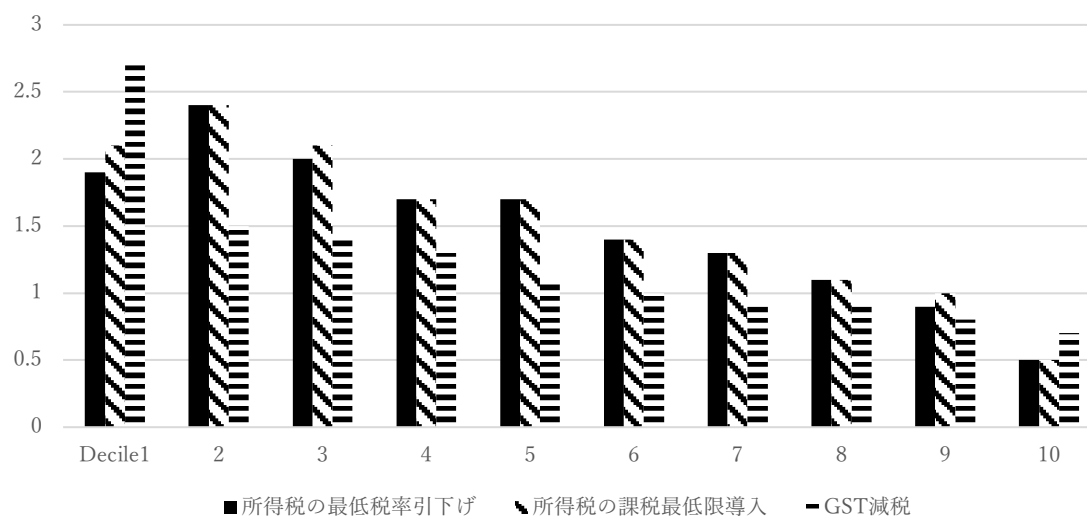
さらに、GST 減税は物価下落につながり、資産の実質価値を増加させる。それにより、資産を持てる者と持たざる者との間の資産格差が広がる可能性がある。また、ニュージーランドでは前述のように、社会保障支出の中には物価スライド制を採用しているものがあり、物価下落とともに自動的に給付が引き下げられることになる

結局、TWG は、税収損失の規模が大きいこと、低中所得層の恩恵が小さいこと、資産格差を広げる可能性があること、社会保障給付が引き下げられること、などの理由から、GST の税率引下げには賛成していない。

⁵⁷ Tax Working Group (2018b), pp.84-87.

⁵⁸ ニュージーランドの所得税では課税最低限はなく、追加的 1NZ ドルから課税対象となる。

図3 所得税減税および GST 減税の所得階級別効果（％）



（出所）Tax Working Group (2018b)の Excel データにより作成。

税率引下げの検討は、Tax Working Group (2018f)でも行われている⁵⁹。そこでは、GST の税率を 1% 引き下げる場合を想定しており、明らかにされたことは以下のとおりである。

- ・税率を 1% 引き下げると、約 11 億 NZ ドルの税収減となる。
- ・税率引下げの便益を現在所得に対する割合で見ると、累進的である（低所得者ほど便益の割合が大きい）。消費に対する割合で見ると、ほぼ比例的である。
- ・税率引下げは、資産の実質購買力を増加させ、すでに資産を保有している者に偶発的利益を与える。
- ・新しい税率に変更することに伴い、事業者に追加的納税事務負担が発生する。
- ・税率引下げが事前に国民に告知されると、実際に税率が引き下げられるまでの間に、特に高額商品の買い控えが生ずる。

⁵⁹ Tax Working Group (2018f), pp.4-6.

②複数税率

2018年および2019年のTWGの報告書では取り上げられていないが、McLeod Review (McLeod(2001a;2001b))では、前述のように複数税率の導入に関しても言及されている。複数税率の導入に関しては、Ball, et al.(2014)、Thomas(2015;2019)で検討されている。

(a) Ball, et al.(2014)

Ball, et al.(2014)は、食料品にゼロ税率を適用する場合の厚生効果に注目して、2009年度の家計経済調査 (New Zealand Household Economic Survey : HES) のデータを利用し、財・サービスの相対価格の変化が消費者の行動に与える影響を考慮した分析を行っている。ただし、分析の前提は税収中立で、食料品以外の財・サービスの税率が引き上げられる。

分析結果は以下のとおりである。

- ・所得に占める厚生変化を見ると、貧困世帯ほど大きな便益を受ける。ただし、食料品を非課税にする場合（ネット減税）と比較すると、その便益の程度は小さい。

- ・子供のいない裕福な世帯から、子供のいる貧困世帯および高齢世帯へ再分配が行われる。

- ・非課税やゼロ税率により富裕世帯も便益を受けるから、ターゲット効率性（税の投入を真に必要な人々に限定すること）の点で問題がある。再分配の手段としては、食料品の非課税やゼロ税率よりも、移転支出による方が効果的である。

(b) Thomas(2015)

(i) 分析の前提

Thomas(2015)は、イギリスの複数税率制度を念頭に置き、それをニュージーランドに導入した場合の検討を行う。分析に際して、下記の前提を置いている。

- ・GSTは価格に転嫁され、最終消費者によって負担される。
- ・税率の変化によって消費者の行動は変化しない。

分析は、家計経済調査の2012年度のマイクロ・データを利用して行われている。

る。推計されるのは、標準税率（15%）が適用される場合の実際の税額と軽減税率（5%もしくは0%）が適用される場合の税額との差額（便益）の消費に対する割合である。この割合が、世帯が裕福になるほど大きく（小さく）なれば逆進的（累進的）である。

（ii）分析の結果

第一に、イギリスで導入されている複数税率をニュージーランドで適用した場合の全体の効果について検討されている。便益構造は累進的であるが、絶対額で見ると、富裕世帯ほど右肩上がりに多くの便益を得ることが明らかにされている

第二に、個々の財・サービスに軽減税率が適用される場合の効果についても分析されている。まず、貧困世帯を支援する手段として、（イ）すべての食料品もしくは生鮮食料品に対するゼロ税率、（ロ）医薬品に対するゼロ税率、（ハ）子供用衣類・靴に対するゼロ税率、（ニ）水道料金に対するゼロ税率、（ホ）電気・暖房用燃料、天然ガスに対する軽減税率、のそれぞれの効果が検討されている。分析結果は下記のとおりである。

（イ）食料品にゼロ税率を適用すると、富裕世帯も恩恵を受けるが、便益の負担構造は累進的であり、逆進性を緩和する効果を有する。

（ロ）医薬品をゼロ税率にすると、特に第Ⅱ10分位および第Ⅲ10分位の貧困世帯に多くの便益を与える。

（ハ）子供用衣類・靴の場合、ゼロ税率の便益構造は明確な累進的とはならない。中流世帯がより多くの便益を受ける結果となる。

（ニ）水道料金に対するゼロ税率の場合は、ゆるやかな累進となる。

（ホ）電気料金および固形・液体暖房用燃料に対する軽減税率の効果は累進的であるが、天然ガスの場合、ほぼ比例的である。

さらに、書籍および新聞・雑誌に対するゼロ税率、航空運賃に対するゼロ税率の効果に関しても検討されている。書籍に対するゼロ税率の便益構造は逆進的、新聞・雑誌は累進的、航空運賃は逆進的となっている。

以上の分析の結果、得られた結論は下記のとおりである。

・イギリスの複数税率制度をニュージーランドに適用すると、便益構造は累進的であるが、絶対額で見ると、富裕世帯ほど多くの便益を受ける。

・個々の財・サービスに複数税率を適用する場合においては、財・サービスにより便益構造は異なる。

・複数税率の導入は、納税協力費用および税務行政費用を増加させる。

・貧困世帯を支援する手段としては、現行制度で実施されている給付付き税額控除制度の性格を有する Working for Families Tax Credit 制度の方が望ましい、

(c) Thomas(2019)

Thomas(2015)では、複数税率の導入により消費者の行動は変化しないとの前提を置いていた。Thomas(2019)は、QUAIDS (Quadratic Almost Ideal Demand System) モデルに基づき、2015 年度の家計経済調査のデータを利用して、消費者行動の変化を考慮した複数税率の効果を分析している。推計結果は、消費階層 (expenditure decile) ごとに、税額の減少額および厚生変化について、それぞれの消費額に対する割合で示される。

モデルでは、財・サービスが、食料品・ノンアルコール飲料、アルコール飲料およびタバコ、衣類・履き物、医療、運輸（交通燃料を除く）、交通燃料、レクリエーション・文化⁶⁰、その他の個人支出、光熱費および通信・教育、の9種類に分類され、(i) 食料品・ノンアルコール飲料およびレクリエーション・文化に軽減税率（7.5%）が適用されるケース、(ii) 税収中立の下で、食料品・ノンアルコール飲料およびレクリエーション・文化に軽減税率が適用されると同時に、それ以外の財・サービスに標準税率の引上げ（15%→18.5%）が適用されるケース、の2種類のパターンを検討している。

分析結果は、下記のとおりである。

・支出弾力性を計算すると、食料品・ノンアルコール飲料、交通燃料、光熱費および通信・教育はその値が1より小さく、生活必需品である。それ以外の

⁶⁰ レクリエーション・文化は、書籍、雑誌、新聞、映画、劇場、コンサート、宿泊サービスなどから構成される。

財・サービスは、支出弾力性が 1 より大きくぜいたく品として位置づけられる。

・改革案 (a) の場合、食料品・ノンアルコール飲料およびレクリエーション・文化の両方に軽減税率を適用すると、貧困世帯ほど消費額に占める厚生利得 (welfare gain) の割合は大きい。個別に見ると、食料品・ノンアルコール飲料に軽減税率を適用すると、貧困世帯ほど得る利益が大きい、レクリエーション・文化の場合は富裕世帯ほど大きな利益を得る。

・改革案 (b) の場合、標準税率の引き上げの影響は貧困世帯も受けるが、全体的に貧困世帯は利益を得る一方、富裕世帯は損失を被る。

・両方の改革案において、富裕世帯も利益を得るため、貧困世帯にターゲットを絞った政策としては不適切である。

(3) 移転支出での対応

逆進性対策としては、非課税措置の拡大や税率引き下げ、複数税率ではなく、移転支出で対応する方法もある。前述のように、Ball et al.(2014)や Thomas(2015)では、移転支出の優位性が指摘されている。Thomas(2022)は、この点に関して実証分析を行っている。また、Nguyen and Felicity(2025)は、GST 増税の際の低所得層の負担軽減措置として移転支出の活用を前提とし、どのような方法が望ましいかを検討している。Paynter(2024)は、GST 税額控除の提案を行っている。

(a) Thomas(2022)

Thomas(2022)は、Thomas(2019)と同様 QUAIDS モデルの枠組みで、低所得層向けの給付である家族税額控除 (Family Tax Credit) と GST の税率引き下げの効果を比較検討している。具体的には、税収中立の前提の下で、家族税額控除を廃止して GST の税率を引き下げる (15%→10.46%) ケースを検討している。分析の結果、(a) 貧困世帯は損失を被るのに対し、富裕世帯は得をすること、したがって、(b) 貧困世帯の負担軽減策としては、GST の税率引き下げよりも低所得層をターゲットとする家族税額控除の方が望ましいこと、を明らかにしている。

(b) Nguyen,et al.(2025)

Nguyen,et al.(2025)では、GST の税率を 3% 引き上げる前提で、(a) すべての低所得層⁶¹を対象とする GST 税額控除（消費税額還付）による負担増加分の完全補償、(b) 所得連動型 GST 税額控除（家族の人数、所得基準により給付額を決定する方式）、(c) 移転給付額の物価調整（GST の税率引き上げにともなう物価上昇分に見合った移転給付額の引き上げ）の 3 種類が比較検討されている。このうち (c) は、GST の税率を引き上げた際、これまでに採用されてきた措置である。

分析の結果⁶²、(a)所得連動型 GST 税額控除が最小のコストで低所得層を GST の税率引き上げから保護すること、(b) 移転給付額の物価調整よりも所得連動型 GST 税額控除の方が低所得層を的確にターゲットにできること、(c) 所得連動型 GST 税額控除の制度設計に際しては、対象者の絞り込みと制度の簡索性との間にトレードオフ関係が存在すること、を明らかにしている。

(c) Paynter(2024)

GST の税率を 15% から 17.5% に引き上げ、低中所得層をターゲットとする GST 税額控除制度の導入を提案している。GST の税率引き上げの根拠としては、(i) 高齢化による財政収支悪化が予測されること⁶³、(ii) GST は BBLR 政策（Broad Base-Low Rate Approach）に適う、課税ベースが広くて低税率の効率的な税制であること、(iii) GST の税率は OECD 平均値よりも低いこと⁶⁴、(iv) ニュージーランドは、労働所得に対する税負担は諸外国と比較して相対的に低い⁶⁵。GST は労働に対する間接的な税（労働所得を消費の段階で課税）

⁶¹ 所得が、住宅費を考慮しない等価家族可処分所得の中央値の 60% 以下の家族として定義される（Nguyen,et al.(2025),p.8）。

⁶² Inland Revenue(2025),p.104 参照。

⁶³ 国家財政の財政収支（対 GDP 比）は、2021 年度の -2.6% から 2061 年度には -13.3% に悪化すると予測される（The Treasury(2021),p.19）。

⁶⁴ 2024 年の OECD 平均値（単純平均）は 19.3% でニュージーランドの 15% より高い（OECD(2024),p.179）

⁶⁵ 2025 年における Average tax wedge（企業が支払う賃金および社会保険料に対する労働者から徴収される税および社会保険料の割合）は、OECD 平均値が 35.08% であるのに対し、ニュージーランドは 20.81% である。Labour taxation – OECD comparative country indicators.

[https://datexplorer.oecd.org/vis?df\[ds\]=DisseminateFinalDMZ&df\[id\]=DSD_TAX_WAGES](https://datexplorer.oecd.org/vis?df[ds]=DisseminateFinalDMZ&df[id]=DSD_TAX_WAGES)

であるから、税率を引き上げる余地があること、を挙げている。

税率引き上げに伴い、低中所得層への配慮が必要な理由として、経済成長への影響緩和および逆進性対策がある。税率を引き上げると、物価が上昇して消費が抑制され経済成長にマイナスの影響を与えるが、限界消費性向の高い低中所得層にお金を配る仕組みを設ければ、経済成長への悪影響を緩和できる。

逆進性対策として、既存制度の移転給付額の引き上げ、生活必需品へのゼロ税率も考えられるが、GST 税額控除が優れているとする。その理由として、(i) 移転給付の対象は限定されており、低中所得層のすべてが給付を受けられないこと、(ii) 移転給付額は、インフレにより実質給付額が年々減少していること、(iii) ゼロ税率は、高所得層に恩恵を与えることに加え、簡索性（納税協力費用、税務行政費用）の観点から問題がある。また、BBLR 政策に反すること、を指摘している。

GST 税額控除の制度設計に関しても、以下の通り言及している。

(i) 所得税制度と整合性をとるため個人単位とする。

(ii) 19 歳以上のニュージーランド居住者を対象とする。

(iii) 控除額は、税率が 2.5% 引き上げられることにより一般的な消費者に生ずる影響を考慮して決定する。

(iv) 給付対象者の収入上限を、給与・賃金の中央値の水準に設定する。

(v) 収入上限を超えた場合、超過した収入金額に応じて段階的に控除額が減額されるアベイトメント方式 (abatement approach) ではなく、控除額がゼロとなるクリフ・フェイス方式 (cliff-face approach) を採用する。クリフ・フェイス方式は、控除が打ち切られる収入上限が明確なため、労働供給の意思決定に対する影響が小さく、また限られた予算を有効に利用できる（対象者に手厚い給付を行うことができる）。

(vi) 控除額および収入上限額は物価調整する。

(vii) 控除額は四半期ごとに支払われる。

(vii) 自営業者や給与収入以外の収入のある納税者には、予定納税制度を活用して、四半期の収入を算出する。

4. 過去の逆進性対策

(1) 移転支出の物価調整措置

GST 導入および税率引き上げ時には、移転支出（社会保障給付、給付付き税額控除）に関して、物価水準上昇に伴う納税者の生活費の負担増を補償する措置が講じられた。

① GST 導入時（1986 年：税率 10%）

GST は、1986 年 10 月 1 日に税率 10% で導入された。卸売売上税の廃止とセットで実施されたため、物価上昇率は 10% よりも低め（5%～7%）になると予測された⁶⁶。結局、主たる社会保障給付は、GST の導入日と同時に、その水準が 5% 引き上げられた⁶⁷。

② 税率引き上げ時（1989 年：10%→12.5%）

GST の税率は、1989 年 7 月 1 日に 10% から 12.5% に引き上げられたが、それに伴う即時の補償は行われなかった⁶⁸。

③ 税率引き上げ時（2010 年：12.5%→15%）

2010 年 10 月 1 日に、税率は 12.5% から 15% に引き上げられた。消費者への完全転嫁を前提とすると、GST の税率引き上げによる物価上昇率は 2.22% ($(1.15/1.125) - 1$) と予測されるが、消費支出の 9% は課税の対象とならない項目（e.g. 居住用不動産の家賃、住宅ローン返済、学校への寄付金、特定の信用サービス手数料）に該当するため、この点を考慮に入れ、物価への影響を 2.02% ($0.91 \times 2.22\%$) とした⁶⁹。

⁶⁶ Stephens(2007),p.76.

⁶⁷ Ministry of Social Development(2021),p.181.参照。1986 年第 4 四半期（10 月～12 月）の実際の消費者物価上昇率は 18.2%、GST 導入による上昇分は約 6%ポイントであった（OECD(1987) ,p.52）。

⁶⁸ 社会保障給付および年金が引き上げられたのは、1990 年 4 月 1 日のことであった（Ministry of Social Development(2021),p.210）。

⁶⁹ Inland revenue, Taxation(Budget Measures)Act 2010 GST rate increase

物価上昇分を補償するため、税率引き上げと同時に、以下の給付が引き上げられた⁷⁰。

- ・ 老齢年金または退役軍人年金
 - ・ 雇用手当、傷病手当、障害者手当、単身世帯手当など、すべての主要な給付金。
 - ・ Work and Income（ニュージーランドの行政機関）を通じて支給される、障害者手当（Disability Allowance）、児童障害手当（Child Disability Allowance）、および育児補助金（Childcare subsidies）の最高支給額。
 - ・ 家族税額控除（Family Tax Credit）および最低家族税額控除（Minimum Family Tax Credit）
 - ・ 学生手当（Student Allowances）
 - ・ 政府年金基金（Government Superannuation Fund）または国民プロビデント基金（National Provident Fund）からの消費者物価指数連動型給付金
- また、以上の移転支出の増額に加えて、後述するように、所得税減税も実施された。

（２）給付付き税額控除

2010年には家族税額控除および最低税額控除が増額された。これらはいずれも、Working for Families(WfF)もしくは Working for Families Tax Credit(WFTC)と呼ばれる給付付き税額控除制度である。同制度は、税額控除額が所得税額から相殺され、控除額が所得税額を上回る場合は、その超過分が還付（給付）される仕組みである。現在の制度は、家族税額控除（Family Tax Credit）、最低家族税額控除（Minimum Family Tax Credit）、就労税額控除（In-Work Tax Credit）、

（<https://www.taxtechnical.ird.govt.nz/new-legislation/act-articles/taxation-budget-measures-act-2010/gst-rate-increase> 最終閲覧：2026/7/14）。GSTの税率引き上げにより、2010年の最終四半期（10～12月期）の消費者物価指数は2.3%ポイント上昇した。
“Inflation jumps after GST hike”, Stuff, January 20, 2011.
<https://www.stuff.co.nz/business/4561302/Inflation-jumps-after-GST-hike> 最終閲覧：2026/7/25

⁷⁰ Beehive.govt.nz, Fact sheet – GST and compensation.

<https://www.beehive.govt.nz/release/fact-sheet-gst-and-compensation> 最終閲覧：2026/7/14

新生児税額控除（Best Start Tax credit）の 4 種類である。概要は、表 10 で示されるとおりである。

表 10 給付付き税額控除の概要（2026 年 7 月現在）

	適用要件	控除額
家族税額控除	Working for Families の適用要件を満たしていること → 16 歳以上 → 18 歳以下の子供（dependent child）の世話をしており、その主たる養育者 → 居住要件を満たしている	所得 44,900NZ ドル以下の場合 → 長子：年間 7,921NZ ドル、第 2 子以降：年間 6,454NZ ドル 所得 44,900NZ ドル以上の場合 → 所得 44,900NZ ドル以下の場合の控除額から段階的に減額（減額分は、所得から 44,900 NZ ドルを差し引き、その差額に 27.5%を掛けることで算出）
最低家族税額控除	・ Working for Families の適用要件を満たしていること ・ 労働時間 → 片親の場合は週 20 時間以上 → 二人親の場合は週 30 時間以上	可処分所得が年間 36,604NZ ドル（週 703NZ ドル）以下の場合、その差額を支給
就労税額控除	・ Working for Families の適用要件を満たしていること ・ 働いて収入を得ていること	所得 44,900NZ ドル以下の場合 → 全額支給（子供が 1～3 人：7,670NZ ドル、子供が 4 人以上：3 人まで 7,670NZ ドル、それ以降 1 人当たり 780NZ ドル追加） 所得 44,900NZ ドル以上の場合 → 家族税額控除の適用資格がある場合（家族税額控除の計算で引ききれなかった分だけ減額） → 家族税額控除の適用資格がない場合（家族税額控除の場合と同様）
新生児税額控除	・ Working for Families の適用要件を満たしていること ・ 新生児を育てていること ・ 適用期間は 3 年間	・ 年間 4,041NZ ドル（週 77NZ ドル） ・ 所得が 79,000NZ ドルを超えると 4,041NZ ドルから減額（減額分は、所得から 7,900 0NZ ドルを差し引き、その差額に 21%を掛けることで算出）

（出所）Inland Revenue, Working for Families overview. <https://www.ird.govt.nz/working-for-families/all-about-working-for-families/overview> 最終閲覧：2026/7/180

給付付き税額控除制度の変遷をまとめると、表 11 のようになる。同制度は、GST の導入時に設けられた家族扶助（Family Support）および最低家族所得保

障 (Guaranteed Minimum Family Income) を起源とする。その後、労働党政権時の 2004 年 5 月 27 日に、子供のいる低中所得層を支援するための Working for Families 制度の導入が公表され、段階的な具体化を経て今日まで継続している。

表 11 給付付き税額控除制度の変遷（1986 年以降）

日付	制度	概要
1986/10/1	GST 導入（税率 10%）	
	家族扶助（Family Support）導入	・家族税額還付（Family Tax Rebate）、主たる所得稼得者に対する税額還付（Principal Income Earner Rebate）、家族養護給付（Family Care）、児童手当（Child Supplement）を統合 ・家族所得が年間 14,000NZ ドルを超えると段階的に減額
	最低家族所得保障（Guaranteed minimum family income）導入	・扶養児童のいる低所得の就労世帯に対する手当 ・給付額は、子供 1 人週 250NZ ドル（子供が 1 人増えるたびに 22NZ ドル追加） ・可処分所得が年間 10,816NZ ドル（週 208NZ ドル）以下の場合、その差額を支給 ・労働時間 →片親の場合は週 20 時間以上 →二人親の場合は週 30 時間以上
1989/7/1	GST 税率引き上げ（10%→12.5%）	
1991/4/1	普遍的家族手当（Universal Family Benefit）廃止	家族扶助に統合
1996/7/1	独立家族税額控除（Independent Family Tax Credit）導入	・国からの福祉手当に頼らず、自分たちの労働収入のみで生計を立てている低中所得層向けの税額控除 ・子供一人当たり週 7.5NZ ドルの税額控除
1999/10/1	独立家族税額控除および最低家族所得保障の名称変更	・独立家族税額控除→児童税額控除（Child Tax Credit） ・最低家族所得保障→家族税額控除（Family Tax Credit）
	育児税額控除（Parent Tax Credit）導入	・新生児のいる就労世帯に対する期間限定（8 週間）の税額控除 ・週 150NZ ドルの税額控除
2004/5/27	2004 年 10 月 1 日から 2007 年 4 月 1 日にかけて、子供のいる低中所得層を支援するために、段階的に Working for Families 制度を導入することを公表	・家族扶助の支給額の引き上げ ・給付金からの子供加算の撤廃 ・家族税額控除の増額 ・家族扶助の所得制限の引き上げと減額制度の簡素化 ・児童税額控除に代わる就労手当の導入 ・住宅支援の拡充 ・保育費用に対する支援の拡充
2006/4/1	児童税額控除（Child Tax Credit）に代えて就労手当（In	・子供のいる就労世帯に対する税額控除 ・一家族当たり週 60NZ ドル（4 人目以

	Work Payment) 導入	降は一人当たり週 15NZ ドル追加)
2007/2/16	家族扶助 (Family Support)、就労手当 (In-Work Payment)、家族税額控除 (Family Tax Credit) の名称変更	・家族扶助→家族税額控除 (Family Tax Credit) ・就労手当→就労税額控除 (In-Work Tax Credit) ・家族税額控除→最低家族税額控除 (Minimum Family Tax Credit)
2010/10/1	GST 税率引き上げ (12.5% → 15%)	
2018/7/1	育児税額控除に代えて新生児税額控除 (Best Start Tax Credit) 導入	・新生児のいる世帯が対象 ・期間は 1 年間 ・一世帯当たり週 60NZ ドル (年間 3,120NZ ドル)
* 給付付き税額控除制度の変遷		
1986/10/1～1996/6/30	家族扶助：最低家族所得保障	
1996/7/1～1999/9/30	家族扶助：最低家族所得保障：独立家族税額控除	
1999/10/1～2006/3/31	家族扶助：家族税額控除 (最低家族所得保障の名称変更)：児童税額控除 (独立税額控除の名称変更)：育児税額控除	
2006/4/1～2007/2/15	家族扶助：家族税額控除：就労手当：育児税額控除	
2007/2/16～2018/6/30	家族税額控除 (家族扶助の名称変更)：最低家族税額控除 (家族税額控除の名称変更)：就労税額控除 (就労手当の名称変更)：育児税額控除	
2018/7/1～	家族税額控除：最低家族税額控除：就労税額控除：新生児税額控除 (育児税額控除の名称変更)	

(出所) Inland Revenue(1986)、Royal Commission of Inquiry into Abuse in Care(2018) Ministry of Social Development(2021)、田中 (2009) より作成。

(3) 移転支出の物価調整措置の問題点

物価上昇に対応した移転支出の補償措置に関しては、下記のようないくつかの問題点が指摘されている⁷¹。

(a) 移転支出の多くには消費者物価総合指数 (headline CPI) に基づく物価調整措置が組み込まれており、給付額の変更は、毎年、同指数の改訂の行われる 4 月に実施されることになっている。したがって、補償措置の開始日によっては、物価上昇と移転支出の増額にラグが発生する。

(b) すべての移転支出が物価上昇に合わせて自動的に増額されるわけではない。物価調整措置の組み込まれていないものもある⁷²。

(c) 消費者物価総合指数による調整は、低所得層が実際に受ける生活への影響を正確に反映しきれない可能性がある。低所得層ほど、収入に占める食費の割合が高く税率引き上げによる負担感が強いが、平均的な物価の動きを示す消

⁷¹ Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010b) ,pp.16-17.

⁷² Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010b) ,p.26.

費者物価指数では、この点を十分に捉えきれない。

(d) 補償措置により、勤労意欲が抑制され効率性が低下するとともに、事務手続きが複雑になり、納税協力費用および税務行政費用が増加する。

以上の内 (d) は、補償措置そのものが引き起こす公平と効率・簡素のトレードオフを示している。(a) ～ (c) について、適切な補償措置を検討する観点から考察してみよう。

(a) のラグに関しては、移転支出の増額を、消費者物価指数の改訂を待たず、GST 導入および税率の引き上げと同時に実施することで対応されてきた。この方法によると、実際の物価上昇率が GST 補償を上回る（下回る）場合には、過少（過剰）な補償が実施されることになる。その場合、消費者物価指数の改訂の際に調整が行われることになる⁷³。表 12 は、GST 導入および税率引き上げ時における GST 補償の状況を物価上昇率との比較で見たものである。GST 導入時および税率引き上げ時（12.5% → 15%）には、GST 補償が実際の物価上昇率を下回っており、追加で補償が行われたものと考えられる。

表 12 GST 導入および税率引き上げによる GST 補償の状況 (%)

	GST 導入時	税率引き上げ時 (10% → 12.5%)	税率引き上げ時 (12.5% → 15%)
予想物価上昇率	5 ～ 7	－	2.22
GST 補償	5	－	2.02
実際の物価上昇率	6	2.3	2.3

(出所) 筆者作成

(b) については、制度的に物価調整措置が組み込まれていない給付でも、GST 増税時に増額されるのであれば問題なかろう。

(c) に対応するには、消費者物価指数を基準とする物価調整では不十分であり、低所得層に対する追加的補償が必要となろう。

⁷³ The Treasury, Aide Memoire: Impact on CPI from Raising the GST Rate to 15%, p.2.
<https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2010-07/b10-am-tsy-cpigst-8mar10.pdf>
最終閲覧：2026/7/25

5. 逆進性対策と所得階級別負担構造

GST の逆進性緩和策としては、(a) GST 自体での対応（非課税措置、税率引き下げ、複数税率）、(b) 他の税制での対応（低所得層に対する所得税減税）、(c) 財政支出での対応（移転支出の増額）、(d) 他の税制および財政支出の組み合わせ（(b) と (c) の併用）が考えられる。このうち、ニュージーランドでこれまでに採用されてきたのは、(c) の方法である。

以下、逆進性対策の効果を検証するために、2010 年の GST の税率引き上げに伴う社会保障給付と給付付き税額控除の増額に注目しよう。また、同年には、税率構造の見直しによる所得税減税も実施された。これらの措置により、所得階級別負担構造がどのように変化したかを考察しよう。

さらに、租税の範囲を GST と所得税以外にも広げ、財政全体で見た場合の所得階級別負担構造を見よう。

① 移転支出の増額の効果

表 13 は、2010 年の税率引き上げ時において、社会保障給付と給付付き税額控除が物価上昇分（2.02%）引き上げられたケースを想定し、家計の所得階級別負担構造を比較したものである。データは、2006/07 の家計経済調査⁷⁴に基づく。また、前述のとおり、給付付き税額控除のうち引き上げられたのは一部（家族税額控除および最低家族税額控除）であるが、すべての給付付き税額控除が引き上げられたと仮定する⁷⁵。

社会保障給付および給付付き税額控除を考慮しない場合、GST の負担構造は逆進的である。また、税率が 12.5% から 15% へ引き上げられることにより、逆進性が強まる。しかしながら、社会保障給付および給付付き税額控除を負の税として扱うと、負担率はすべての階級で減少している。さらに、その程度は所得階級が上昇するにつれて低下している。すなわち、物価上昇に対応した補償措置により GST の逆進性は若干緩和されたと考えられる。ただし、社会保障給付と給付付き税額控除の逆進性緩和効果を比較すると、前者が後者を大きく上

⁷⁴ 2006 年 7 月から 2007 年 6 月に収集されたデータである。

⁷⁵ 表 11 で示されるように、当時の給付付き税額控除制度としては就労手当（就労税額控除）および育児税額控除も存在したが、これらは引き上げの対象とされていない。

回っており、逆進性の緩和はもっぱら社会保障給付の物価調整により行われたことがわかる。

表 13 所得階級別 GST 負担構造（等価可処分所得に占める割合：％）

所得階級 (可処分所得)	GST (税率 12.5%)	GST (税率 15%) a	GST+社会保 障給付 b(a-b)	GST+給付付 き税額控除 c(a-c)	GST+社会保 障給付+給付 付き税額控除 d(a-d)
1	17.0	20.4	18.5(1.9)	20.3(0.1)	18.5(1.9)
2	12.4	14.9	13.3(1.6)	14.8(0.1)	13.2(1.7)
3	13.0	15.6	14.4(1.2)	15.4(0.2)	14.3(1.3)
4	11.0	13.2	12.7(0.5)	13.0(0.2)	12.5(0.7)
5	11.0	13.2	12.9(0.3)	13.1(0.1)	12.8(0.4)
6	9.5	11.4	11.2(0.2)	11.3(0.1)	11.1(0.3)
7	9.4	11.3	11.2(0.1)	11.2(0.1)	11.2(0.1)
8	9.2	11.0	11.0(0.0)	11.0(0.0)	10.9(0.1)
9	8.9	10.7	10.7(0.0)	10.7(0.0)	10.6(0.1)
10	7.0	8.4	8.4(0.0)	8.4(0.0)	8.4(0.0)

（出所）Victoria University of Wellington Tax Working Group（2010b）,p.20 Table1-1 より作成。

②移転支出増額と所得税減税の効果

2010 年の税率引き上げ時には、税制改革の一環として所得税減税も行われた⁷⁶。表 14 は、改革による家計の所得階級別便益の推計（各政策による便益の平均可処分所得に対する割合）を示したものである。GST の税率引き上げおよび補償措置の純効果（b+c）は、所得 40,000NZ 以下の階級で最も大きく（0.1%）所得階級が上昇するにつれて低下している。

しかしながら、所得税減税の効果を合わせた純効果（a+b+c）を見ると、所得 85,000NZ ドル以上の階級の便益が最も高くなっている（1.7%）。すなわち、移転支出による補償措置の逆進性緩和効果が、所得税減税により相殺された結果となっている。これは、所得税率の引き下げの程度が、低所得層よりも高所得層において相対的に大きかったことによるものと考えられる。

⁷⁶ 篠原（2012）でも、2010 年度税制改革全般による家計負担構造への影響を見るために Inland Revenue(2010)を参照しているが、そこでは所得税減税、GST 増税および補償措置以外の税制改革の効果も含まれている。

表 14 2010 年度税制改革と所得階級別負担構造（平均可処分所得に対する割合：％）

	～ 40,000NZ ドル	40,000NZ ドル～ 85,000NZ ドル	85,000NZ ドル～
所得税 (a)	0.9	2.8	4.2
GST (b)	-2.5	-2.5	-2.6
GST の補償措置 (c)	2.6	0.6	0.1
純効果 (b+c)	0.1	-1.9	-2.5
純効果 (a+b+c)	1.0	0.9	1.7
* 所得税率の変化			
改革前		改革後	
課税所得 (NZ ドル)	税率 (％)	課税所得 (NZ ドル)	税率 (％)
～ 14,000	12.5	～ 14,000	10.5
14,001～ 48,000	21.0	14,001～ 48,000	17.5
48,001～ 70,000	33.0	48,001～ 70,000	30.0
70,000～	38.0	70,000～	33.0

（出所）Inland Revenue(2010)より作成。

③ 租税および移転支出の所得再分配機能

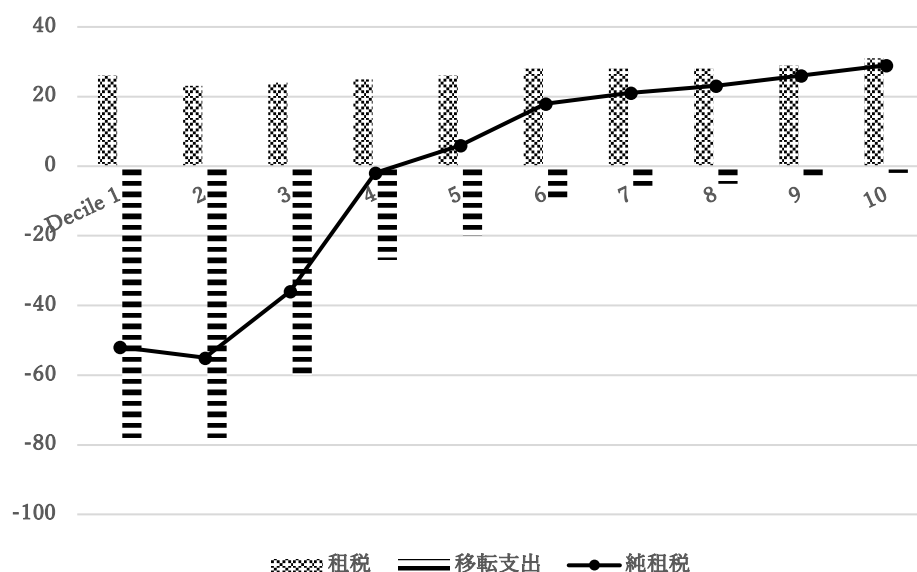
表 13 は、GST の逆進性を補償措置（社会保障給付および給付付き税額控除の増額）で緩和するケースを、表 14 は GST 増税およびその補償措置と所得税減税をセットで行うケースを示している。

以下では、租税の対象を GST および所得税以外へも広げ、移転支出と併せて家計の所得階級別負担構造に与える影響を見てみよう。これは、GST 単独で見れば逆進性を有していても、財政全般で累進度が確保されていれば許容され得とする視点に基づく。

家計の総所得（個人課税所得および移転支出）に対する租税および移転支出の所得階級別負担構造（平均実効税率）に注目しよう。図 4 は、2012 年度における平均実効税率を示している。租税には GST および所得税に加えて、事故補償公社（ACC: Accident Compensation Corporation）に支払われる保険料（ACC levy）が含まれる。移転支出には社会保障給付や Working for Families が含まれ、負の税として扱われる。

租税のみに注目すると、その負担構造はわずかに累進的である（第 1 分位 26％、第 10 分位 31％）。しかしながら、移転支出を加味して純租税（租税－移転支出）で見ると、平均実効税率は第 4 分位までマイナスで、累進度は大きく上昇する（第 1 分位 -52％、第 10 分位 29％）。

図 4 租税および移転支出の所得階級別効果（総所得：単位％）



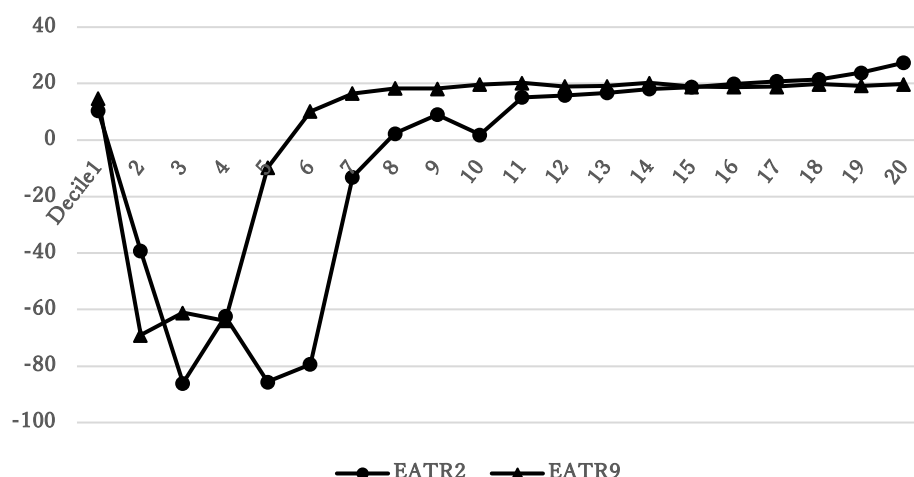
（出所）Inland Revenue(2022b),p.2 および Tax Working Group(2018b)pp16-17
より作成。

図 5 は、財務省による包括的所得概念に基づく経済所得に対する平均実効税率（中央値）を示したものである⁷⁷。EATR2 には、個人課税所得および移転支出が含まれ、移転支出は負の税として扱われる。EATR9 は、個人課税所得、移転支出に加えて、ポートフォリオ事業体からの所得、キャピタル・ゲイン、帰属家賃が含まれる。税としては、EATR2 では所得税が、EATR9 では、所得税（ポートフォリオ事業体からの所得を含む）、ACClevy、レイト、GST が対象である。

第 1 分位の推計値を除くと、EATR2 では第 7 分位まで平均実効税率はマイナスであり、それ以降は上昇傾向にある（第 2 分位 -39.2%、第 20 分位 27.4%）。EATR9 では第 5 分位までマイナスで、第 11 分位まで上昇するが、それ以降はほぼ横ばいである（第 2 分位 -69%、第 20 分位 19.8%）。

⁷⁷ The Treasury(2023b)参照。

図 5 租税および社会保障給付の所得階級別効果（経済所得：単位 %）



（出所）The Treasury(2023b),p.56 Table8 より作成。

VII. 物価対策と GST

1. 2023 年総選挙と GST

2023 総選挙時には、労働党とマオリ党が、インフレによる生活費負担を軽減するために、食料品を非課税とする公約を掲げた。労働党は、果物・野菜の価格は過去 1 年間で 22% 値上がりし⁷⁸、家庭の負担が増えているとして、生鮮および冷凍の果物・野菜の GST 非課税を主張した。ただし、缶詰・乾燥品およびジュースは対象外とされた⁷⁹。同措置により、各家庭で月 20NZ ドルの節約につながり、健康的な食事を食卓に並べやすくするとしている⁸⁰。またマオリ党は、

⁷⁸ 果物・野菜の価格（食品価格全体）の対前年同月比を見ると、2023 年 6 月 23 日で 22%（9.6%）の上昇となっている。このほか、2 月 23 日 23.1%（12%）、3 月 23 日 22.2%（12.1%）、4 月 23 日 22.5%（12.5%）において、上昇率が 20% を上回っている。以上、Stats NZ(2025)参照。ニュージーランドで食料品価格が上昇している原因として、輸入関連コストの上昇、スーパーマーケット業界における競争の欠如、異常気象（サイクロン「ガブリエル」）などが挙げられている（“NZ joins world’s poorest countries with highest food cost rises”, World Vision, 29 Feb, 2024）。

⁷⁹ Labour voices, “Removing GST off fruit and vege”.
<https://web.archive.org/web/20230813222926/https://www.labour.org.nz/news-removing-gst-off-fruit-and-vege> 最終閲覧：2026/8/29

⁸⁰ 労働党は、2011 年総選挙時にもすべての新鮮な果物と野菜を非課税にすることを提案している。非課税により、平均的な家庭では年間 160NZ ドルが浮き、それを食料品の購入に充てることができ、健康に良い食品をより手頃な価格で選べるようになるとしている。しかし

GST の逆進性軽減、生活費高騰への対策として、非課税の範囲を食料品全体とした⁸¹。これにより、各家庭は平均して年間約 7 週間分の食料品を購入できるようになるとしている⁸²。

ニュージーランド・ファースト党は、生鮮食品を非課税にすることに関して、国会に特別委員会（Select Committee）を設置し、減税の恩恵が事業者の利益ではなく、しっかりと消費者に届くことを確認した上で支持したいとしている⁸³。

国民党、ACT 党、緑の党は、労働党案に対して反対の立場を表明した（表 15）。

2. 労働党の食料品非課税案をめぐる議論

食料品非課税をめぐる見解を、政党、有識者、会計法人に分けて見ると、表 15 のとおりとなる。有識者、会計法人のほぼすべてが反対していることがわかる。さらに、この反対理由を、公平性、効率性、簡素性の観点を中心に整理したのが表 16 である。

政党、有識者、会計法人のいずれからも指摘されているのが、第一に、非課税にしても減税分の利益が消費者へ還元される保証がないという点である⁸⁴。非

ながら、その後撤回され、2017 年に当時のアーダーン首相により、党として再び取り上げる計画はないことが確認されていた。以上、Labour, *Labour Party Manifesto 2011: Own our Future*. <https://www.yumpu.com/en/document/view/27859937/our-2011-election-manifesto-labour-party> 最終閲覧：2026/8/29、および“Prime Minister Jacinda debates Te Pāti Māori’s proposal to cut GST from kai, Stuff, March 17, 2022”参照。

⁸¹ Māori, *Tax policy*, p.2.

<https://s3.documentcloud.org/documents/23888008/te-pati-maori-tax-policy.pdf> 最終閲覧：2026/8/29

⁸² マオリ党は、2024 年に食料品を非課税とする議員法案を提出したが、他党の反対により否決されている。反対の理由としては、財政負担が大きいこと、課税・非課税の線引きが困難なこと、富裕層に有利な政策であること、低所得者の救済手段としては他に良い方法があると考えられること等が挙げられている（“Why was Rawiri Waititi’s bill removing GST from kai given the chop?”, TE AO, 22 March, 2024.）。Deloitte, “Is GST a bread and butter issue?”, Tax Alert, 17 March, 2023

<https://www.deloitte.com/nz/en/services/tax/perspectives/is-gst-a-bread-and-butter-issue.html> 最終閲覧：2026/8/31）も参照。

⁸³ New Zealand First, *Let’s take back our country: Election Manifesto 2023*, p.6,

<https://assets.nationbuilder.com/nzfirst/pages/4158/attachments/original/1696631089/2023-New-Zealand-First-Policy-Manifesto-1.pdf?1696631089.pdf> 最終閲覧：2026/8/29

⁸⁴ 非課税に反対する理由として、減税分のうち消費者への還元分は約 30%にとどまるとの主張が一部に見られる（“Labour’s GST-free fruit and veges strategy falls foul of the experts”, RNZ, 18 August 2023 におけるブラッド・オルセンの発言、“Tax Policies for all major parties in the 2023 New Zealand Election”, WK Advisers and Accountants

課税により事業者は仕入れに係る税額を控除できず損税が発生する。したがって、事業者は利益を確保するために、価格を引き上げる可能性がある⁸⁵。この点に配慮して、労働党は食料品コミッショナー（Grocery commissioner）を設置して、小売業者の動きを監視し減税分が消費者に還元されているかを監督するとしている⁸⁶。また、マオリ党は、減税分の恩恵が消費者に届くよう、便乗値上げに対する規制をセットで導入することを公約としている。第二に、金額ベースで見ると、高所得者の方が食料品への支出額が多く、より多くの恩恵を受けることも問題視されている⁸⁷。

労働党案には、線引き問題が発生し、納税者および税務当局の事務負担を増加させる。缶詰・乾燥品およびジュースは非課税の対象外であることから、対象となるかどうかは「加工の有無」にあると考えられる。加工とは、「加熱したものまたは他の材料と組み合わせたもの」を意味するとされるが、湯通し工程のある冷凍野菜、半乾燥のトマトなど、明確に分類することが難しい場面が少なくない⁸⁸。また、事業者が商品を誤って分類し、結果、不正行為となることは十分考えられる。生鮮および冷凍の果物・野菜以外の商品をレジで意図的に冷凍の果物・野菜として処理し、税額分を懐に入れることも考えられる。そうすると、それを管理する税務当局の負担も増加する⁸⁹。さらに、低所得者が非課税

<https://www.wk.co.nz/blog/new-zealand-election-2023-the-battle-lines-have-been-drawn>

最終閲覧：2026/8/31）。これは Tax Working Group のワーキングペーパーの記述（Tax Working Group（2018c）,p.3）に基づく。同ペーパーは、付加価値税の税率変更が消費者価格に転嫁される割合を分析した Benedek,et al.(2015)の研究成果を紹介したものであり、非課税の効果に関するものではない。

⁸⁵ ビクトリア大学のリサ・マリオット教授は、果物や野菜のように常に価格が変動する商品では、小売業者に対して説明を求めるのは困難であると指摘している（“Labour’s GST-free fruit and veges strategy falls foul of the experts”,RNZ,18 August 2023）。

⁸⁶ LabourVoices,“Labour’s Cost of Living Plan” ,op.cit..

⁸⁷ 2016 年の家計経済調査のデータを利用して、食料品を非課税にした場合の節約額を推計すると、第 1 十分位は週 14.58NZ ドルに対して、第 10 十分位は週 53.0.NZ ドルと約 3.6 倍になっている（Tax Working Group(2018d) ,p.14）。ACT 党の副党首ブルック・ヴァン・ヴェルデン（Brooke van Velden）は、「新鮮なブルーベリーやラズベリーののような品を購入できる人には一定の助けになるが、生のカボチャを半分買うために小銭を数えているような人にとっては、大きな恩恵とならない」と発言している（“Election 2023: Who will pay to tackle the cost of living crisis?”,RNZ, 28 July,2023）。

⁸⁸ “Labour’s promise of GST off fruit and veg-what would be covered, what would not”,RNZ, 14 August,2023 および PwC New Zealand, Tax Tips Alert: September 2023

（<https://www.pwc.co.nz/insights-and-publications/regular-publications/tax-tips/tax-tips-alert-september-2023.html> 最終閲覧：2026/8/31）参照。

⁸⁹ “Tax experts respond to GST-free fruit and vegetables: ‘Populist and ‘stupid’”,RNZ,14

による減税分を必ずしも生鮮の果物や野菜の購入に充てられるわけではないから、労働党が主張するように、健康的な食事が食卓に並ぶとは限らない。

有権者の票を獲得するために非課税品目を作ると、有権者はさらなる譲歩を求め、いわゆる「滑り坂効果 (slippery-slope effect)」が発生し課税ベースが狭くなる。課税ベースが狭くなると、同額の税収を得るには税率を引き上げざるを得なくなる⁹⁰。

果物や野菜の価格上昇は、低所得層に大きな影響を及ぼす⁹¹。特に、太平洋諸島系住民やマオリには低所得世帯が多く、十分かつ健康的な食生活を維持・継続することが困難になっている。ニュージーランドの子供の5人に1人が食料不安の状態にあるという調査結果もある。果物・野菜の価格高騰は、安価で不健康な代替食品の消費を促し、食生活に起因する慢性疾患を増加させることで、ひいては医療費の押し上げ要因となる。

こうした状況背景から、労働党は果物・野菜の GST を非課税にする公約を掲げた。ヒプキンズ首相（当時）は、「オーストラリアを含む他国では、果物や野菜を非課税にしている。実際、GST に類する税を持つ国の多くは特定品目を非課税にしており、むしろ現在のニュージーランドの方が例外だ」とした上で、「労働党案に反対する人の多くは、毎週の食事代に頭を悩ませている当事者ではない」と述べている⁹²。

しかしながら、労働党の対策が必ずしも望ましいわけではない⁹³。ニュージー

August 2023 におけるランジャナ・グプタ (Ranjana Gupta) AUT 上級講師の発言、および WK Advisera and Accountants, op.cit. 参照。

⁹⁰ PwC New Zealand, Tax Tips Alert: September 2023, op.cit. および “Tax experts respond to GST-free fruit and vegetables: ‘Populist and ‘stupid’”, RNZ, 14 August 2023 におけるエリック・クランプトンおよびロビン・オリバーの発言参照。

⁹¹ 以下は、“The cost of eating healthy: NZ fruit and veg prices are going up way faster than proceed food”, The Conservation, July 16, 2024, “Nearly one in five kids are living in food insecurity, research shows”, Stuff, May 1, 2023, “Major report calls for national Food Strategy due to Kiwis’ poor diets”, Stuff, May 16, 2024 参照。

⁹² “Labour promises to take GST off fruit and vegetables”, 1 news, august 13, 2023,

⁹³ Vasta and Renwick (2025) は、食料品価格全体がインフレ傾向にある中で、食品間の相対価格に注目している。2014 年から 2023 年までの 85 品目の価格データを利用して、加糖食品の相対価格を、非加糖食品（乳製品、果物・野菜、加工・未加工の肉）と比較している。果物・野菜などの健康的な食品の価格が上昇する一方、砂糖を含む加工食品の相対価格は低下している。これにより加糖食品の消費が促進され、不健康な食習慣を定着させ、肥満や糖尿病のリスクを高める要因になっているとする。対策として、砂糖税、果物・野菜への補助金、飽和脂肪酸税 (saturated fat tax) に加えて、生鮮食品のサプライチェーンの強靱化

ランドの GST は、例外規定が少ないため課税ベースが広く、税率が低くても多くの税収を実現する効率的な税制である。GST に関して食料品を非課税にすることの問題点は、第 4 節で取り上げたように、アーダーン政権時の Tax Working Group の報告書 (Tax Working Group(2018d)) ですでに明らかにされており、新たに例外規定を設けることに対して、多くの論者がその効果を疑問視し、パンドラの箱を開けることを危惧しているのである。

表 15 労働党の食料品非課税案に対する反応 (2023 年総選挙)

組織・個人	見解	理由
政党		
国民党	×	・場当たり的な政策である ・恩恵を受けるのは小売業者である
ACT 党	×	・消費者の受ける恩恵は小さい ・高所得層の恩恵の方が大きい
ニュージーランド・ファースト党	△	・特別委員会を設置し、基本的な生鮮食品を非課税にすることの効果を精査する。
労働党	○	・果物・野菜を非課税にして。インフレによる生活費の負担軽減を実現する。 ・食料品コミッショナーを設置して、小売業者の価格設定の動きを監視する。
緑の党	×	・恩恵は富裕層に集中する
マオリ党	○	・食料品をすべて非課税にし、生活費の高騰に苦しむ低所得世帯の経済的負担を軽減する。 ・減税した分をスーパーが勝手な値上げで帳消しにしないよう、価格を制限するルールとセットで実行すべきである。
有識者		
Lisa Marriott (ビクトリア大学准教授)	×	・消費者に還元される可能性は低い ・いったん例外を設けると元に戻すのは困難
Eric Crampton (エコノミスト)	×	・税制を複雑にし、納税協力費用および税務行政費用を増加させる。 ・課税ベースを狭くし、同額の税収を得るためには、税率を引き上げる必要がある。
Craig Renney (労働組合評議会政策ディレクター兼エコノミスト)	△	・検討に値するテーマではある ・非課税の効果が不透明なため、第一の選択肢ではない。 ・直接給付の方が優れている ・国民党や ACT 党の所得税見直し案よりは優れている
Renjana Gupta (AUT 上級講師)	×	・富裕層ほど大きな恩恵を受ける ・課税・非課税の区分が困難で、不正行為が発生、税収減少につながる。 ・不正行為を調査するために税務当局の管理コストが増加する

(食料生産システムの多様化促進、環境再生型農業の支援、より地域に密着した、または地方分散型の食料システムの奨励) の検討が必要であると提言している。

Brad Olsen (エコノミスト)	×	・富裕層ほど受ける便益が大きい ・運用が複雑になる ・消費者に還元される保証はない
Don Brash (政治家)	×	・恩恵を受けるのは中高所得層であり、低所得層の支援策としては非効率 ・非課税枠が拡大し、課税品目の税率を引き上げざるを得ない。
Terry Baucfer (税務専門家・コンサルタント)	×	・生活費軽減の解決策にはならない ・課税・非課税の線引きが困難 ・非課税枠が拡大する可能性がある
Paul Smith (税務専門家・コンサルタント)	×	・納税協力費用が増加する ・ぜいたく品に対する税率を引き上げたらどうかという議論が生まれ、税制が複雑になる
Robin Oliver (内国歳入庁元副長官)	×	・課税・非課税の線引きが困難 ・課税ベースが狭くなり、同額の税収を確保するためには、課税品目の税率を引き上げる必要がある。
Susan St John (オークランド大学准教授)	×	・大衆迎合的な政策である ・低所得層が、減税分を必ずしも、果物・野菜の購入に充てるわけではない。 ・課税・非課税の線引きが困難である
Sir Robert McLeod (税務専門家)	×	・納税協力費用および税務行政費用が増加する ・租税回避行動を誘発し、税収が低下する。
Craig Macalister (税務専門家)	×	・有権者の歓心を買うばらまき政策である ・食料品価格を下げる賢明な方法ではない ・納税協力費用が増加する ・課税・非課税の線引きが困難
会計法人		
Deloitte	×	・課税・非課税の線引きが困難で、納税協力費用が増加する。 ・健康的な選択を支援する施策、直接的な給付措置が望ましい。
PwC New Zealand	×	・課税・非課税の線引きが困難で、納税協力費用および税務行政費用が増加する。 ・富裕層の受ける便益の方が大きい ・非課税枠が拡大する可能性がある ・直接給付の方が望ましい
WK Advisers and Accountants	×	・特定の食料品を非課税にしても、消費者の受ける利益は限定的である。 ・課税・非課税の線引きが困難である ・非課税枠が拡大する可能性がある ・非課税対象外の品目を非課税として処理し、 ・特定の食料品を非課税にするよりも、食品を一律で非課税にする方が優れている。

(注) 賛成○、反対×、△中間的立場

(出所) 政党: “Election 2023: Who will pay to tackle the cost of living crisis”, RNZ, 28 July 2023, “Labour promises to remove GST from fruit and vegetables, boost Working for Families”, RNZ, 13 August 2023, “National claims Labour’s tax policy will remove GST on fruit and vegetables”, RNZ, 27 July 2023, “ACT: Labour’s GST off fruit and vegetables a ‘huge own goal’”, 1 News, August 13 2023, “Election 2023: Labour’s tax policy leaves sour taste for Green Party, ACT”, Stuff, August 14 2023, New Zealand First, *Let’s take Back our Country, Election Manifesto 2023*, Māori, *Tax policy*,
有識者: “Tax experts respond to GST-free fruit and vegetables: ‘Populist and ‘stupid’”, RNZ, 14 August 2023, “Labour’s GST-free fruit and veges strategy falls foul of the experts”, RNZ, 18 August 2023.

会計法人：“A business lens on talking GST off fruit and vegetables”, Tax Alert, September 2023 ,Deloitte、“2023 General Election Tax Policy Update”, PwC New Zealand ,Tax Tips Alert: September 2023、“Tax Policies for all major parties in the 2023 New Zealand Election”,WK Advisers and Accountants.

表 16 労働党案に反対の理由

	公平性	効率性・簡索性	その他
政党	富裕層の方が得をする	－	・場当たりの政策である ・消費者の受ける利益は限定的である
有識者	富裕層の方が得をする	・低所得層が、減税分を必ずしも、果物・野菜の購入に充てるわけではない。 ・課税・非課税の線引きが困難 ・納税協力費用および税務行政費用が増加する ・非課税枠が拡大する可能性がある ・税制が複雑になる	・大衆迎合的な政策である ・有権者の歓心を買うばらまき政策である ・消費者の受ける利益は限定的である ・課税ベースが狭くなり、同額の税収を得るには、税率を引き上げる必要がある。 ・直接給付の方が優れている
会計法人	富裕層の方が得をする	・課税・非課税の線引きが困難 ・納税協力費用および税務行政費用が増加する ・非課税枠が拡大する可能性がある	・消費者の受ける利益は限定的である。 ・直接給付の方が望ましい

（出所）筆者作成

VIII. 人口高齢化と GST

1. 財務省による長期財政見通し

人口高齢化は、進行速度に差はあるものの、先進国に共通の現象である。高齢化は、経済・財政に影響を与える⁹⁴。何らかの財政政策の変更が実施されなければ、政府債務が膨れ上がることが予想される。

財務省は、1989年の公共財政法（Public Finance Act）に基づき、少なくとも

⁹⁴ Rensburg, et al.(2021)は、高齢化の経済効果に関して先行研究のサーベイを行っている。高齢化の影響は経済よりも財政の方が深刻で、政府により財政面の問題がうまく管理されれば、人々の幸福度（wellbeing）への悪影響は最小限に抑えられるとしている（Rensburg, et al.(2021),p.60）。

も 40 年先を見据えたマクロ経済の動向と財政リスクを分析した報告書(長期財政状況報告書: Statement on the long-term fiscal position) を、最低 4 年に 1 回公表することが義務づけられている(最初の公表は 2006 年)。

2025 年 9 月に公表された長期財政状況報告書(The Treasury(2025b))では、下記のように、現在の状況を踏まえ、2065 年までの将来予測が行われている⁹⁵。

- ・過去 20 年間、税収の対 GDP 比は以前の予測を下回る一方、歳出は年金・医療以外の分野でも増加し、債務の拡大を招いている。

- ・高齢化や気候変動などの長期的要因が本格化する前であるにもかかわらず、現在は大幅な構造的財政赤字に陥っている。

- ・高齢化の将来の財政への影響に関しては、生産年齢人口(15~64 歳)と高齢者(65 歳以上)の比率が、現在の 4 から 2065 年には 2 へ低下する。年金支出の対 GDP 比は 2025 年の 5.1%から 2065 年には 8%へ、また、医療費の対 GDP 比は現在の 7.1%から 2065 年には 10%へ、それぞれ上昇する。

- ・人口高齢化による年金・医療費の上昇に加え、気候変動対策(CO2 排出削減、気温変動や災害などの環境変化への対応)のコスト増加、国際情勢緊迫化に伴う防衛費の増加、人口増加に伴う社会資本整備費用の拡大により、政策変更を行わず現行政策を維持した場合、2065 年までに政府債務の対 GDP 比は 200% (2025 年は 50% 弱) に上昇する。

- ・今後求められる政策対応として、年金制度の改革(支給額の改定基準変更、支給開始年齢の引き上げ、ミーンズテストの導入)、貯蓄強化策(年金基金への積み立て増加、私的年金制度への加入促進)、歳出削減(予防医療の推進・医療現場の効率化・自己負担額の引き上げによる医療費抑制、医療費以外の教育・治安などの歳出抑制)、税制改革(労働所得税や GST の増税、課税ベースの拡大)、政府の資産と負債の管理・意思決定、などが重要である。

⁹⁵ The Treasury(2025b), pp.2-4 参照。

2. 高齢化と税制改革

(1) 課税ベースへの影響

人口高齢化は課税ベースにどのような影響を与えるのであろうか。表 17 は、人口高齢化が課税ベースに与える影響に関して、プラスの効果、マイナスの効果、静学的効果（年齢構造の変化のみに注目し、人や企業の行動変化を考慮しない効果）、動学的効果（人や企業の行動変化を考慮した効果）について見たものである⁹⁶。

① 労働所得

(a) 静学的効果

人口高齢化により生産年齢人口の割合が低下し、一人当たり労働所得が低下する可能性が高い。したがって、課税ベースとしての労働所得は減少する。

(b) 動学的効果

他方、高齢者の雇用率上昇はこの効果を緩和する。また、老年従属人口指数（生産年齢人口（15～64 歳）に対する老年人口（65 歳以上）の割合）の上昇により労働力が希少になり賃金が上昇する。もっとも、長期的には労働需要は弾力的なため（資本に代替）、賃金は予想ほど上昇しない可能性がある。動学的効果は、資本と労働の代替性、労働分配率などの状況に依存する。

② 年金所得

(a) 静学的効果

人口高齢化により年金受給者数が増えると、労働所得が一部年金所得に代替される。

(b) 動学的効果

年金所得の対 GDP は必ずしも上昇しない。年金所得の対 GDP 比は、以下の式で推計可能である。このうち右辺第 3 項は所得代替率を、第 4 項は労働分配率を示している。

$$\frac{\text{年金支給総額}}{\text{GDP}} = \frac{\text{年金受給者}}{\text{生産年齢人口}} \times \frac{\text{生産年齢人口}}{\text{総人口}} \times \frac{\text{平均年金支給額}}{\text{平均賃金}} \times \frac{\text{平均賃金}}{\text{一人当たり GDP}}$$

⁹⁶ 以下は、Sicsic and Hourani(2026),chap.3 参照。

年金所得の対 GDP 比は、生産年齢人口に対する年金受給者の割合、総人口に対する生産年齢人口の割合、所得代替率、労働分配率に依存する。所得代替率や労働分配率が低下すると、年金所得が減少し、年金所得の対 GDP 比は低下する。

③ 資本所得

(a) 静学的効果

個人資産の多くの割合が高齢世代により保有されている。高齢世代は、貯蓄や投資からのリターンである資本所得を収入源とするため、高齢化によりマクロで見た所得に占める資本所得の割合は上昇する。また、高齢世代は退職後に資産を売却して生活費に充てる可能性も大きいので、キャピタル・ゲインが増加する。

(b) 動学的効果

高齢化により労働力人口が減少し、資本装備率(労働者1人あたりの資本量)が上昇する。また、労働生産性は中年期をピークに低下する可能性がある。これらはいずれも、資本生産性を低下させる圧力として働く。資本生産性低下による投資需要の減退、現役世代の貯蓄増加、高齢世代による安全資産へのシフトは、金利(収益率)を低下させ、資本所得を減少させる方向に働く。

④ 消費

(a) 静学的効果

高齢世代は貯蓄を取り崩して生活を維持するので、消費は増加する。

(b) 動学的効果

消費への影響は、ライフサイクルを通じた人々の消費行動に依存する。現役世代に貯蓄総額が増加せず、かつ退職後に収入が減少する場合、高齢者は退職後に消費を減少させる可能性がある。また、現役世代が老後に備えて貯蓄を増やすならば、若い頃の消費は減少するが、老後の消費は増加する。

⑤ 資産

(a) 静学的効果

人口高齢化により相続税の課税ベースである相続が増加する。ベビーブーマー

一世代（1946年から1964年に生まれた世代）の高齢化は、この動きを加速させると考えられる。

（b）動学的効果

高齢化と少子化が同時進行し人口減少へつながる場合、住宅需要の減少により住宅価格が低下し、資産課税（経常不動産課税）の課税ベースは縮小する。

表 17 人口高齢化と課税ベース

課税ベース	プラスの効果	マイナスの効果	静学的効果	動学的効果
所得 （労働所得）	・ 高齢者の雇用率上昇 ・ 老年従属人口指数の上昇（労働力の希少化）による賃金上昇	・ 生産年齢人口の割合の減少 ・ 労働需要は弾力的	－	資本と労働の代替性、労働分配率に依存
所得（年金）	・ 年金受給者の増加	・ 所得代替率の低下 ・ 労働分配率の低下	＋	所得代替率、労働分配率に依存
所得 （資本所得）	・ 高齢世代による資産保有割合が大きい ・ 資産売却によるキャピタル・ゲインの増加	・ 資本生産性低下 ・ 金利低下（現役世代の貯蓄増加、資本生産性低下による投資需要の減退、高齢世代の安全資産へのシフト）	＋	資本生産性、金利に依存
消費	・ 高齢世代の消費の増加	・ 高齢世代の消費水準減少（貯蓄額が不変で退職後の収入が減少した場合） ・ 現役世代の貯蓄増加（予備的動機）	＋	ライフサイクルを通じた人々の消費行動に依存
資産	・ 相続の増加	・ 人口減少による住宅価格下落	＋	相続、住宅価格の動向に依存

（出所）Sicsic and Hourani(2026),chap.3より作成。

（2）望ましい課税ベース

表 17 では、静学的効果に注目すると、労働所得は高齢化によりマイナスの影響を受けるが、それ以外は高齢化に対する高い耐性を有する。しかしながら、

動学的効果に関しては、さまざまな要因が静学的効果に対してプラスに働いたりマイナスへ機能したりする。この作用は、国により異なると考えられる。以下、ニュージーランドにおいて動学的効果を分析した研究成果を見よう。

①Binning, et al.(2026)

2025 年の長期財政状況報告書（The Treasury(2025b)）の基礎資料として公表された Binning, et al.(2026)は、歳出（年金、医療）を現行制度のまま維持することを前提として、異なる課税ベースが人口動態の変化および財政の持続可能性に及ぼす相互作用を、世代重複モデルに基づき分析している。

（a）財政戦略

高齢化に伴う歳出増を賄う財政戦略として、以下の 3 種類が想定される。

・ 基準戦略（Base-line strategy）

歳出増加のコストを、労働所得税の増税により賄う。すべての所得階層の所得税率を一律の幅で引き上げる。低所得層の税率上昇率が相対的に大きくなるため、累進度は低下する。この戦略は、比例給与税（flat payroll tax）の新設と同等の効果を発揮する。

・ GST 戦略（GST strategy）

歳出増加のコストを、GST の増税により賄う戦略である。

・ 複合戦略（Combination strategy）

歳出増加のコストを、労働所得税増税、GST 増税、資本所得税増税により賄う戦略である。ただし、資本所得税の対象にキャピタル・ゲインは含まれない。

予測のベースとなる各戦略における税率は、表 18 で示されるとおりである。

表 18 予測の前提となる各戦略における税率（％）

	労働所得税	GST	資本所得税
初期定常状態	21.1	15	28
最終定常状態			
基準戦略	41.1	15	28
GST 戦略	21.7	51	28
複合戦略	31.6	26.8	43.8

（注）・労働所得税の税率は平均税率（労働所得税額/労働所得）

・資本所得税率は法人税率。

（出所）Binning,et al.(2026),p.7 Table 1.

(b) 分析結果

3つの異なる戦略が異なる世代や所得層の厚生(welfare)に与える影響に注目しよう。厚生指標としては、消費水準の変化が取り上げられている。予測期間を通じて、3つの戦略すべてにおいて一人当たりの消費水準は低下する。分析の結果、GST戦略もしくは複合戦略が、基準戦略よりも将来世代にとって長期的には望ましいという結論を導いている。

分析は、基準戦略とGST戦略の比較、基準戦略と複合戦略の比較の順で行われている。どの戦略が支持されるかは、政策が導入される時点における個人のライフコースの段階(若年労働層、高齢退職層)と経済的プロファイル(生涯所得の水準、資産の状況)に依存する。

基準戦略とGST戦略の比較

GST戦略は、基準戦略と比較して年金支給額を増やす。ニュージーランドでは、年金支給額は税引き後賃金に連動して決定されるため、労働所得税増税は年金支給額を抑制するからである。また、GST戦略は、退職世代もしくは退職を控える世代にとって資産に対する一括税としての性格を有する。

政策が実施された時点で生存している世代は、低所得層以外は基準戦略を支持すると考えられる。公的年金への依存度が高く保有資産の少ない低所得層は、GST戦略を好む。他方、中高所得層にとっても、GST戦略は将来的な年金支給額の増加を意味する。また、労働所得税が減税され、勤労意欲促進につながる。しかしながら、GST増税は購買力の低下を意味する。結局、中高所得層にとってGST戦略は、マイナスの効果(GST増税による購買力低下)がプラスの効果(勤労意欲促進による所得増加、年金支給額の増加)を上回ると予測される。

将来的にはすべての世代・所得層がGST戦略を支持すると予想される。その理由として、基準戦略と比較してGST戦略は経済に対する歪みが小さいことが挙げられている。

基準戦略と複合戦略の比較

GST戦略の場合と、同様の結果となっている。政策実施時点においては、低所得層以外は基準戦略を支持する。低所得層にとっては、増税(GST、資本所

得税)によるマイナス効果よりも、年金支給額の増加および年金に対する所得税減税効果が上回ると考えられるからである。他方、中高所得層にとっては、増税によるマイナスの効果が年金支給額の増加および労働所得税の減税によるプラスの効果を上回ると考えられる。

長期的には、GST 戦略の場合と同様、すべての世代・所得層において基準戦略よりも複合戦略の方がより良い状態になる。低所得層は基準戦略と比較して可処分所得が増え消費が上昇する。中高所得層は、労働所得税減税の効果が、GST および資本所得税増税の効果を上回るため、消費水準が上昇すると予測される。

② The Treasury(2025b)

The Treasury(2025b) は、Binning, et al.(2026)と同様の世代重複モデルの分析に基づき、基準戦略と GST 戦略のそれぞれに関して、2065 年に税率を何パーセントまで引き上げる必要があるか推計を行っている。基準戦略の場合、2025 年の 21%から 2065 年には 32%へ、GST 戦略では 2025 年の 15%から 2065 年には 32%へ引き上げる必要があるとしている⁹⁷。さらに、所得税と GST の増税のほかに、課税ベースの拡大も一つの選択肢であると指摘している⁹⁸。

おわりに

以上、本稿ではまず、2000 年代以降における政府の報告書に焦点を当て、GST を巡る議論を概観した。さらに、逆進性、物価対策、人口高齢化の 3つの視点から GST のあり方を考察した。それぞれの内容をまとめると、以下のようになる。

1. 政府報告書の議論

(1) McLeod(2001a;2001b)、Victoria University of Wellington Tax Working Group

⁹⁷ The Treasury(2025b) ,p.4.

⁹⁸ The Treasury(2025b) ,p.4,p.68. 課税ベースの拡大に関しては、Inland Revenue(2025)において考察されている(篠原(2026)参照)。

(2010a;2010b)、Tax Working Group (2018b;2019)

報告書の内容は、逆進性、課税ベースの拡大、その他の事柄に大別できる。比較すると表 19 のようになる。逆進性に関しては、複数税率の導入、非課税の拡大、税率引き下げには否定的であり、社会保障や所得税の枠組みで対応すべきというのが共通見解である。課税ベースの拡大については、金融サービス、居住用住宅（持ち家、賃貸）の家賃、オンライン・ショッピングの扱いが検討された。金融サービスについては、課税の方向性は示されているものの、具体的な方法に関して特定されていない。居住用住宅については、Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010a;2010b) において、賃貸住宅の家賃を課税すべきとの見解が示されている。オンライン・ショッピングに関しては、McLeod(2001a;2001b)において課税を検討すべきとの見解が示された。Tax Working Group (2018b;2019)では、低価格の輸入財に関してその具体的な方法が提示され、実際 2019 年 12 月より新制度が施行されている。その他、金融取引税の導入が検討されたが、現段階では実現に至っていない。

いずれの報告書においても、課税ベースが広くかつ単一税率の GST が支持されている。課税ベースが広いことにより、付加価値税の導入されている諸外国と比較して、低い税率で多くの税収を調達できているのである（図 2）。White(2020)は、このようなニュージーランドの GST の特徴について、GST 導入以降の課税状況および諸外国での議論を検討し、「ニュージーランドの広い課税ベースと単一税率は、維持されるべき『長所 (virtue)』である。GST は財源を調達するより安価な手段であり、分配等の諸問題に対応するためには GST 以外の手段を用いるべきである」と述べている⁹⁹。

⁹⁹ White (2020), p.18.

表 19 GST を巡る議論（政府報告書の比較）

	McLeod(2001a;2001b)	Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010a;2010b)	Tax Working Group (2018b;2019)
逆進性	・ GST の負担は、中所得層の約 80%においてほぼ比例的。 ・ 複数税率の導入、非課税（食料品や家庭用燃料）を拡大しても負担構造に大きな変化なし。効率性の阻害、納税協力費用の増加をもたらすのみ。 ・ 逆進性については、社会保障給付や所得税で対応すべき。	・ 生活必需品の非課税には以下の問題点あり。 → 逆進性緩和の効果は限定的 → 効率性低下 → 納税協力費用および税務行政費用増加 → 税収損失 ・ 逆進性については、社会保障給付で対応すべき。 ・ 低所得層に対する追加的補償が必要	・ 税率引き下げ、非課税の拡大には賛成しない。 ・ 逆進性に関しては、低所得層を対象とする社会保障給付の増加、低中所得層を対象とする所得税の見直しの方が効果的。
課税ベースの拡大			
金融サービス	課税対象とすることを検討すべき	サービスの評価が困難	・ 課税すべきであるが、有効な課税方法を特定できない。 ・ 海外の動向を注視すべき
居住用住宅の家賃	—	・ 帰属家賃評価が困難 - 流動性制約あり ・ 賃貸住宅の家賃課税対象とすべき	—
オンライン・ショッピング	課税対象にするよう検討すべき	—	低価格の輸入財に対して、海外の事業者を GST の登録事業者として課税すべき。
その他			
金融取引税	GST に代えて金融取引税を導入することは支持しない	—	現段階では導入を勧告しない

（出所）筆者作成。

（2）Inland Revenue(2026)

1986 年に GST が施行されてから 40 年の節目に公表された、パブリックコメントを求めるための論点整理報告書である。太陽光発電を巡るエネルギー問題や、国際会議・電子インボイスといったグローバル化対応など、現代的課題への取り組みも検討対象とされている。

2. 逆進性

GST の負担構造は、短期的には所得、長期的には消費を基準として検討可能である。所得を基準にすると逆進的、消費を基準にすると、消費の中身により比例的もしくはわずかに逆進的となる。

逆進性対策としては、これまで生活必需品の非課税措置、税率引き下げ、複数税率、移転支出での対応（低所得層をターゲットとする家族税額控除、GST 税額控除制度の導入）が検討されている。それぞれに関して、以下のような事柄が指摘されている。

①生活必需品を非課税にしても、負担構造に大きな変化はないが、税収の低下を招く。

②税率引き下げによる GST 減税よりは、同規模での所得税減税の方が、分配効果の観点から望ましい。

③複数税率は、ターゲット効率性（富裕世帯ほど多くの便益を受ける）および簡索性（納税協力費用および税務行政費用が増加する）の観点から問題がある。

④移転支出の活用策としては、従来実施されてきた移転給付額の物価調整措置よりも所得連動型 GST 税額控除の方が望ましい。

過去の逆進性対策として実際に採られたのは、GST の税率引き上げによる物価上昇分を補償するための、移転支出（社会保障給付、給付付き税額控除）の増額、および所得税減税である。移転支出の物価調整措置は消費者物価指数を基準とするが、食料品価格の高騰に消費者物価指数の上昇が追いつかないことがあるため、エンゲル係数の高い低所得層への補償としては、必ずしも十分ではない。

逆進性対策の効果を 2010 年の税率引き上げ時を例に見ると、移転支出の物価調整措置により逆進性は若干緩和された。ただし、社会保障給付と給付付き税額控除の効果を比較すると、前者が後者を大きく上回る。所得税減税の効果を合わせて見ると、移転支出の物価調整措置の効果が、所得税減税により相殺された結果となった。

ニュージーランドにおける財政の所得再分配機能を推計すると、租税単体による再分配効果（累進性）は限定的であるが、社会保障給付などの移転支出を合わせることで、システム全体の累進性が大きく高まる。

3. 物価対策

2023 年総選挙時に物価対策として労働党が提案した生鮮および冷凍の果物・野菜の非課税案に対する、政党、有識者、会計法人の反応を見ると、否定的な意見が大勢を占める。多くの論者が、その効果を疑問視し、課税ベースが広くて単一税率である GST の効率性が損なわれることを危惧している。

4. 人口高齢化

財務省により公表された長期財政状況報告書によると、人口高齢化による年金・医療費の上昇等の要因により、政策変更が実施されなければ、2065 年までに政府債務の対 GDP 比が 200% に上昇すると予測されている。

人口高齢化は、課税ベースにさまざまな影響をもたらす。静学的効果としては、労働所得は高齢化によりマイナスの影響を受けるが、労働所得以外の所得（年金、資本所得）、消費、および資産は、高齢化に対する高い耐性を持つ。動学的効果は、どのような戦略を採るかにより結果が異なる。歳出増加のコストを労働所得税の増税で賄うよりは、GST 増税、もしくは労働所得税増税・GST 税増税・資本所得税増税の組み合わせで調達する方が人々の厚生は高まると推計されている。さらに、既存の税制にとどまらず、新税導入により課税ベースの拡大を検討することも一つの選択肢として挙げられる。

課税ベースが狭くて複数税率の付加価値税は第 1 世代の付加価値税、課税ベースが広くて単一税率の付加価値税は第 2 世代の付加価値税と呼ばれる¹⁰⁰。前者には、1960 年代および 1970 年代に導入されたイギリス、フランス、スウェ

¹⁰⁰ Bird (2010), p.366.

ーデン等の EC 型（EU 型）付加価値税が含まれ、後者の代表例がニュージーランドの GST である。GST は、租税原則のうち、効率性および簡索性に重きを置き、公平性に関しては GST の枠組みで対応するのではなく移転支出で対応している点に特徴がある。

ニュージーランドはイギリス連邦に属しているが、GST の制度はイギリスをお手本とすることなく、むしろ反面教師として設計された。「広い課税ベースかつ単一税率」の優位性は、イギリスの付加価値税制を検討したマリーズ・レビューにおいて、「付加価値税の課税ベースを拡げ、単一税率に移行する揺るぎない主張が存在する。このことにより、消費者の消費選択を歪めることが抑えられ、彼らの厚生が増加する。」¹⁰¹と指摘されている。また、イギリスの付加価値税をニュージーランドとの比較で検討した Dickson and White(2008)は、「過去 20 年間におけるニュージーランドの GST の経験からの結論として、包括的課税ベースと単一税率を維持することの長所は明らかである」と述べている¹⁰²。

2000 年以降に公表された政府報告書での議論およびその後の税制改正の動向を概観すると、税制改革における BBLR の基本理念の下で、GST については単一税率および課税ベース拡大の方針が堅持されている。経済のデジタル化に伴う制度変更もこの方針に沿ったものであり、基本的制度設計の大枠は導入時点のものから大きく変化していないと言える。導入以降、意見公募を目的とする報告書が内国歳入庁により度々公表されており、そこに寄せられた意見を制度改正に反映する努力が行われている。長期的視点からは、人口の高齢化等の要因に伴う歳出の増加に対して、税制がどのように対応するかが重要な課題である。GST の増税を行う場合、逆進性への対応が不可避の課題となろう。

ニュージーランドの GST は諸外国の付加価値税の制度形成に大きな影響を与えてきており¹⁰³、また将来的にも与えるであろうことが予想される。したがって、今後もその動向を注視する必要がある。

¹⁰¹ Mirrlees, et al.(2011),p.229.

¹⁰² Dickson and White (2008), p.15.

¹⁰³ Maples and Sawyer(2017)参照。

参考文献

- Ball,C., Creedy,C and Ryan,M.(2014),“Food Expenditure and GST in New Zealand”, *New Zealand Treasury Working Paper*, 14/07.
- Benedek,D, De Mooij,R, Keen,M, and Wingender,P.(2015),“Estimating VAT Pass Through”, *IMF Working Paper*,15/214..
- Binning,A.,Özbigin,M., Smith, C., and Vu, Hanna.(2026a), “Raising taxes to fund health and pensions in an ageing New Zealand-Alternative tax bases”,*Analytical Note*, The Treasury.
- Bird,R.M.(2010),“Comment on Value Added Tax and Excises”, in Mirrlees,J. et al. (2010), pp.363-369.
- Boston,J.(2019),“Redesigning the Welfare State Rethinking the indexation of cash and non-cash assistance”, *Policy Quarterly*, Vol.15 Issue1, pp.3-8.
- Brash,D(1989),“1989Annual Report – Governor’s Statement”,*Reserve Bank Bulletin*, Vol.52, No.3,p.188.
- Broad,A.,and Bacica,L,(1985), *The Incidence of Indirect Taxes.Vol.2*, Victoria University Press for the Institute of Policy Studies.
- Dickson,I. and White,D.(2008),“Tax Design Insights from the New Zealand Goods and Services Tax(GST)Model”, *Working Paper Series*, No.60, Centre for Accounting, Governance and Taxation, Research School of Accounting and Commercial Law, Victoria University of Wellington, in Mirrlees,J. et al.(2010),pp.387-406.
- Domican,S.,and Zhang,S.(2025),“How ageing and other economic factors have impacted New Zealand’s tax system”, *Analytical Note*, The Treasury.
- Feria,R., and Swistak,A.(2024),“Designing a Progressive VAT”, *IMF Working Paper*, 24/78.
- Inland Revenue(1986),*Income Tax Amendment Act (No 2) 1986*.
<https://www.taxtechnical.ird.govt.nz/pib-reviews/archived-legislative-commentary/income-tax/income-tax-amendment-act-no-2-1986> 最終閲覧：2026/7/18
- Inland Revenue(2010), *Budget 2010 tax changes – at a glance*,
<https://www.beehive.govt.nz/sites/default/files/Fact%20Sheet%20-%20Budget%202010%20tax%20changes%20-%20at%20a%20glance.pdf> 最終閲覧：2026/7/18
- Inland Revenue(2020),*GST Policy Issue*.
- Inland Revenue(2022a), GST distributional analysis,*Policy and Regulatory Stewardship*, IR2022/327.
- Inland Revenue(2022b),“Distributional modelling”, *Briefing note*,BN2022/477.
- Inland Revenue(2025), *Stable bases and flexible rates; New Zealand’s tax system*.
- Inland Revenue(2026), *Current GST issues*.
- Little,S(2025),“The role of the tax system in addressing New Zealand’s intertwined fiscal and economic challenges”, The Treasury.
- Maples,A. and Sawyer,A.(2017),“The New Zealand GST and its Global Impact: 30 Years On”, *New Zealand Journal of Taxation Law and Policy*, Vol.2, pp.9-26.
- McLeod,R. et al.(2001a), *Tax Review 2001:Issue Paper*, The Treasury.

- McLeod, R. et al. (2001b), *Tax Review 2001: Final Report*, The Treasury.
- McCaw, P. M. et al. (1982), *Report of the Task Force on Tax Reform*, National government publication.
- Ministry of Social Development (2021), *Social Assistance Chronology 1844-2021*.
- Mirrlees, J. et al. (2011), *Tax by Design: The Mirrlees Review*, Oxford University press.
- Mirrlees, J. et al. (2010), *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press.
- Nguyen, H., Ward, E., and Barker, F. (2025), “Analytical note 2 – Distributional impact of low-income GST offset schemes”, Inland revenue draft long-term insights briefing.
- Nolan, P. (2002), “New Zealand’s Family Assistance Tax Credits: Evolution and Operation”, *New Zealand Treasury Working paper*, 02/16.
- OECD (1985), *Economic Surveys NEW Zealand 1984/1985*.
- OECD (1987), *Economic Surveys NEW Zealand 1986/1987*.
- OECD (1991), *Economic Surveys NEW Zealand 1990/1991*.
- OECD (2022), *Consumption Tax Trends 2022*, OECD Publishing.
- OECD (2024), *Consumption Tax Trends 2024*, OECD Publishing.
- OECD and KIPF (2014), The Distributional Effects of Consumption Taxes in OECD Countries, *OECD Tax Policy Studies*, No. 22, OECD Publishing.
- Paynter, A. (2024), *Raising Revenue and Ensuring Equity – Increasing the Rate of GST and Introducing a GST Refund Tax Credit in New Zealand*, Tax Policy Charitable Trust.
- Policy Advice Division of the Inland Revenue Department (2002), *GST & financial services: A government discussion document*, New Zealand Government.
- Rensburg, M., Domica, S., and Kennedy, A. (2021), “The economic Impacts of an Ageing Population in New Zealand”, Background Paper for the 2021 Statement on the Long-term Fiscal Position, The Treasury.
- Reserve Bank of New Zealand (1989), “Reserve Bank Economic Forecasts”, *Reserve Bank of New Zealand Bulletin*, Vol. 52, No. 2, p. 136.
- Royal Commission of Inquiry into Abuse in Care (2018), *A brief history of family support payments in New Zealand*.
- Scott, C. D., Goss, P. and Davis, H. (1985), *The incidence of indirect taxes Vol. 1. A discussion paper concerning the impact of the GST on the distribution of income*, Victoria University Press for the Institute of Policy Studies.
- Sicsic, M., and Hourani, D. (2026), “The impact of population ageing on tax revenues in OECD countries”, *OECD Taxation Working papers*, No. 75.
- Stats NZ (2025), Food prices increase 3.7 percent annually.
<https://www.stats.govt.nz/news/food-prices-increase-3-7-percent-annually/> 最終
 閲覧 2026/01
- Stephens, R. (1993), “Radical Tax reform in New Zealand”. *Fiscal Studies*, Vol. 14, No. 3, pp. 45-63.

- Stephens,R.(2007),“The Economic and Equity Effects of GSt in New Zealand”, in Krever,R.,White,D.(eds), *GST in retrospect and Prospect*, Thomson Brookers, pp.65-87.
- Tax Working Group (2018a), *Financial Transaction Taxes, Discussion Paper for Session 11 of the Tax Working Group*, New Zealand Government.
- Tax Working Group (2018b), *Future of Tax: Interim Report*, New Zealand Government.
- Tax Working Group (2018c), *Future of Tax: Submissions Background Paper*, New Zealand Government.
- Tax Working Group (2018d), *GST: Background Paper for Session2 of the Tax Working Group*, New Zealand Government.
- Tax Working Group (2018e), *Incidence of GST Exceptions: Background Paper for Session12 of the Tax Working Group*, New Zealand Government.
- Tax Working Group (2018f), *Note on Effect of Decreasing the Rate of GST*, New Zealand Government.
- Tax Working Group (2018g), Officials’ background note on GST and low-value imported goods, Tax Working Group Information Release: Release Document.
- Tax Working Group (2018h), *Submissions from organisations and academics:GST*, Tax Working Group Information Release: Release Document.
- Tax Working Group (2018i), *Summary of submissions from individuals:GST*, Tax Working Group Information Release: Release Document.
- Tax Working Group (2018j), *Taxing financial services, Discussion Paper for Session 11 if the Tax Working Group*, New Zealand Government.
- Tax Working Group (2019), *Future of Tax: Final Report*, Vol.1, New Zealand Government.
- The Treasury(2021),*Long-term Fiscal Statement 2021*.
- The Treasury(2023b),“Tax and Transfer Progressivity in New Zealand; Part2 Results”,*Analytical Note*, 23/03.
- The Treasury(2025a), *Long-term Fiscal Briefing 2025*.
- The Treasury(2025b), *Long-term Fiscal Statement 2025*.
- Thomas,A.(2014), “The distributional effects of consumption taxes”, in OECD and KIPF (2014), chap.2.
- Thomas,A.(2015),“The Distributional Effects of Consumption Taxes in New Zealand”, *Working Papers in Public Finance*, 08/2015, Victoria Business School.
- Thomas,A.(2019),“Who Would Win from a Multi-rate GST in New Zealand: Evidence from a QUAIS Model”, *Working Papers in Public Finance*, 06/2019, Victoria Business School.
- Thomas,A.(2020),“Reassessing the regressivity of the VAT”, *OECD Taxation Working Papers*, No. 49.
- Thomas,A.(2021),“Reassessing the regressivity of the VAT”, *Fiscal Studies*, Vol.43, Issue1,pp.23-38.
- Thomas,A.(2022),“Who Would Win from a Multi-rate GST in New Zealand: Evidence from a QUAIS Model”, *New Zealand Economic Papers*, Vol.56, Issue2, pp.141-168.

- Vatsa,P, and Renwick,A.(2025), “Food price in New Zealand: implications for feeding people better”, *Journal of the Royal Society of New Zealand*, Vol.55,No.5,pp.2305-2318.
- Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010a) , *A Tax System for New Zealand’s Future*.
- Victoria University of Wellington Tax Working Group (2010b) , *Changing the Rate of GST: Fiscal, Efficiency, and Equity Considerations*.
- White,D.(2020),“The New Zealand Broad-Base, Uniform-Rate GST: Virtue or Fallacy”, *Working paper*, No.119, Centre for Accounting, Governance and Taxation Research, School of Accounting and Commercial Law, Victoria University of Wellington.
- 鎌倉治子 (2010) ,「諸外国の給付付き税額控除の概要」,『調査と情報』,第 678 号。
- 金融調査研究会 (2016) ,「金融セクターに対する課税のあり方」一般社団法人全国銀行協会。
- 篠原正博 (2012) ,「ニュージーランドの資本所得税改革－2010 年度税制改革をめぐる議論の考察－」証券税制研究会編『証券税制改革の論点』,(財)日本証券経済研究所,第 5 章。
- 篠原正博 (2021a) ,「ニュージーランドの GST－導入の背景－」 *IERCU Discussion Paper*, No.338, 中央大学経済研究所。
- 篠原正博 (2021b) ,「ニュージーランドの GST－導入時における制度設計の議論－」 *IERCU Discussion Paper*, No.339, 中央大学経済研究所。
- 篠原正博 (2025)「ニュージーランドの GST-現状と課題-」日本租税理論学会編『内外の消費税-インボイス制度の現状と課題-』財経詳報社,39-54 頁。
- 篠原正博 (2026)「ニュージーランドの資産課税－土地税。相続・贈与税および富裕税を巡る議論のサーベイ－」 *IERCU Discussion Paper*, No.426, 中央大学経済研究所。
- 田中聡一郎 (2009) ,「給付付き税額控除の活用－ニュージーランドの動向から－」『社会施策研究』第 9 号,115～134 頁。
- 内閣府 (2011) ,「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」, 森信 (2022) , 560-601 頁所収。
- 森信茂樹他 (2008) ,『給付付き税額控除－日本型児童税額控除の提言』中央経済社。
- 森信茂樹 (2009) ,「消費税の逆進性を考える」『会計検査研究』No.40,11-26 頁。
- 森信茂樹 (2022) ,『日本の消費税：社会保障・税一体改革の経緯と重要資料』中央経済社。

中央大学経済研究所
(INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH, CHUO UNIVERSITY)
代表者 阿部 顕三 (Director: Kenzo Abe)
〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1
(742-1 Higashi-nakano, Hachioji, Tokyo 192-0393 JAPAN)
TEL: 042-674-3271 +81 42 674 3271
FAX: 042-674-3278 +81 42 674 3278
E-mail: keizaiken-grp@g.chuo-u.ac.jp
URL: <https://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/economic/>